

平成11年 第4回沼田町議会定例会会議録 (2日目)

平成11年12月15日(水)

午前10時16分 開 会

1. 出席議員

議 長	4 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	久 保 寛	議 員
	2 番	野 道 夫	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
	5 番	中 村 進	議 員	6 番	山 田 英 次	議 員
	7 番	橋 場 守	議 員	8 番	大 沼 恒 雄	議 員
	9 番	横 山 忠 男	議 員			
1 1 番	谷 口 清 治	議 員		1 2 番	吉 田 俊 一	議 員
1 3 番	絵 内 勝 己	議 員		1 4 番	杉 本 邦 雄	議 員

2. 欠席議員 10番 山 木 一 男 議員

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	西 田 篤 正 君		
教育委員会 委 員 長	山 本 秀 雄 君	農業委員会 委 員 長	小 西 義 光 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	市 橋 忠 晴 君	収 入 役	篠 田 繁 彦 君
総務課長	平 木 昭 良 君	地域振興課長	藤 間 武 君
財政課長	中 村 幸 雄 君	農業振興課長	矢 野 潔 君
住民生活課長	佐 藤 幸 一 君	健康福祉課長	松 田 剛 君
建設課長	野々宮 宏 君	和風園園長	清 水 勝 之 君
旭寿園園長	高 儀 博 幸 君	デイサービスセンター長	半 田 昭 雄 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	久 本 博 美 君	次 長	金 子 幸 保 君
-----	-----------	-----	-----------

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 野 原 耕 二 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石 脇 敏 彦 君 議事係長 浅 野 信 行 君

(開 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）おはようございます。定足数に達しておりますので、これより、2日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番中村議員、12番吉田俊一議員を指名致します。

○議長（吉田好宏議長）昨日に引き続き、一般質問を行います。2番野議員、生涯学習センター問題1のイからニについて質問して下さい。

○2番（野 道夫議員）2番。生涯学習総合センターの基本的な考え方についてお伺いしたいと思います。既に、実施設計の委託業務が発注されておりまして、ある程度のものはおそらくまとまった中で、計画を図面に明示する事が実施設計だと考えております。そんな中で、前町長の行政報告の中にいろいろと書かれておりました中身と、更にまた新西田町長が誕生させまして、その財政問題等々に考え色んな中身で縮小しながら内容を若干変えた中で、建築をしていきたいというようなお話もあった訳でございまして、そういった中である程度生涯学習の総合センターについては建設設計の基本的なものの考え方、そして又、施設の性格という事になっておりますけれども、前の篠田町長の考え方と新しい町長の考え方、施設についてはこういうものという考え方があると思います。それと、町民の考えを反映させた施設作りをするのかという事は、今年度町長地域懇談会を開いて、生涯学習センターの内容についてどのようにしたらよろしいかと、幅広く伺っているという事を聞いております。それと、どのような感じ、運営方針をとり文化振興や生涯学習を推進するのか、これらについても十分協議をされた結果だというふうに考えております。この、沼田町の施設につきましても生涯学習総合センターにつきましても、最近お祭やなんかでは一時的にお客さんをお招きする企画もございまして、やはりこういう学習センター、文化センター的に文化を広めるために色々町民なり市民が、年間を通じて色々な事をやったものを展示する。これもその町だけでなく、空知管内の人々の作品も持って来て展示を

するという事によって、沼田町の人の出入りも非常に多くなるのではなかな。こんなような事も考えそしてまた、深川の生きがいセンターを見て行きますと、非常に人の出入りも多い、これも深川市民だけではなく空知管内の人が出入りしているようなものの考え方も、これからは必要なのかなという感じを私なりにしております。そんな事で、町長にこの生涯学習総合センターの基本的な考え方という事と、昨日議会の事務局長の方から、この実施設計の中間発表が12月の20日に議員に説明をしたいというような話があったものですから、私はその前にこれを提出していたものですから、今お聞きするんですけれども余り内容的に詳しい事は設計とか、そういう関係についてはおそらく12月の20日に説明をされるだろうと聞いております。ですから、町長の考え方をひとつお聞かせを頂きたい。内容その他については、設計段階でまた12月の20日にお聞きをしたいと思っております。町長のこの内容について、ひとつ宜しくをお願いをしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）ニまで終わったんですか。

○2番（野 道夫議員）1. 2. 3. 4番。申し上げたんで、数字的には12月の20日に私は説明を受けますから町長の、私は……。

○議長（吉田好宏議長）町長。地域振興課長。

○地域振興課長（藤間武課長）後からまた、町長に補足をしてもらう事になろうかとおもいますけれども、今、野議員のご質問の内容について担当課として、ご説明をさせていただきますと思います。建設の基本的な考え方という事でございますけれども、これにつきましては町民が生涯学習における拠点として、生涯学習センターを設置するものであります。そこに、建設費や維持管理費等のコストの低減化を図りながら、町民の方々の利用しやすい生涯に渡って生涯学習センターとして生涯学習の拠点となるような施設の利用しやすさを基本として、今、設計に取り組んでいるところでございます。設計の方については、建設の方で担当して頂いておりますが、先程、野議員さんもおっしゃられておりました素図につきましては大体まとまっておりますので、これらをまた20日に皆さんと協議をさせていただきますと考えてございます。

次に、施設の性格でございましてけれども、施設の性格は前段で申し上げたとおり町民の生涯学習における拠点となる施設という事でございますので、広く町民の方々に利用できる物にしていきたいというふうに考えてございます。それから、3番目の町民の考え方を設計に反映させるのかという事でございましてけれども、これは既に実施設計を発注しているところでございますが、先に町づくり懇談会の中で町民の皆さんに、ご理解を頂いた、

それを基本に議会や、各サークル、或は団体等の協議をこれからしてまいりたいというふうに考えてございますので、協議した内容について全て出来るかという事にはならないと思いますけれども、皆さんの意に添えるように設計の中に反映をしていくべく準備を今、取り進めている所でございます。

2番目のどのような管理運営方針をとり、文化振興や生涯学習を推進するのかという事でございますが、管理運営・文化の振興、先程深川の施設の例も上げられまして、ご質問ありましたけれども、これらは他の関連の施設等の関係もでございますので教育委員会と十分連携を持ちまして取り進めてまいりたいと担当では考えております。宜しくご理解をお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○2番（野 道夫議員）一再一 振興課長の話も分かりましたけれども、それと課長私申し上げているのは、実施設計の委託業務というのはある程度まとまったものを、中間でそれを持ってきて話したから、それを変更すると言う事は中々大変なんですよ設計した以上、ですから実施設計という中身は御存知だと思いますけれども、これは全ての物がまとまってから実施設計をするんですから、ですからそれを中間報告したから議員が言ったからそれを変更するという格好にはならないんです。ですから、こういったものは出来たら設計ある程度まとまった時点で説明をした方がよかったのかなという感じをしております。ですから、我々はこの内容的なものが全く相当変わっているのではないかな、それと町こんでも色んなご意見も出されたと思うんです。その中で、相当変わってきているのではないかな。それと今、カーブとか円形の建物というのは非常に高い訳ですから、また考え方が変わって学校の校舎みたいな四角な建て物の2階作りくらいな安く出来あがるのだらうと、そんな中身のものの考え方もあったのかなという総体的な私ちょっと考え方と、町民の考えを反映させるという事は、課長の方から申し上げられたんですけども、これは町長も素のとおりに考えておられると思うので、私は20日にまた聞かせてもらいますけれども、おおまかな事で町長にちょっとお伺いしたいなと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）生涯学習センターの関係につきましては、町づくり懇談会でもそれぞれ御説明申し上げて、ほぼ住民の皆様方の理解を得たというふうに私ども理解をさせて頂きまして今、実施設計を発注しているところでございますけれども、今、12月の20日に中間発表というお話でございましたけど、ちょっと昨日も担当課長に話をしたんです

が、私どもと進め方の、担当課と私どもの理事者の方の考え方と若干ズレがありまして、非常に大変中間発表なんていうものじゃないだろうという事で、昨日課長に注意をしたんですけども、私どもの考え方がまだ最終的に固めていない時に、何故議会に中間発表という事があるんだという話を今、申し上げているところで、従って20日の時には町づくり懇談会に提示してほぼ異論がなかった。それに対して、内部でいろんな団体との話し合いで出た意見等を参項にしながら、建設課の担当レベルでもって修正をかけて今設計事務所と話し合いをしておりますから、その部分の案を提示させて頂きたい。それに基づきまして、私どももやはり議会は議会の考え方、私どもは私どもの考え方、本来ですと私どもの考え方が先に固まってから議会に提示をすればよかったんですけども、どうも行き違いがありまして、大変申し訳無く思っておりますけども、そんな事がありますので中間発表という大きな考え方で捕らえないで頂きたいな。議会にこういうふうな事で、今設計事務所と話をしておりますと。それで、何かお気付きの点がありましたら意見を聞かして頂きたい。その程度の事で、是非ご理解を頂きたいと思います。

それから、考え方としましては今、地域振興課長が申しあげましたように、基本的な考え方はほぼ町民の学習の場という、拠点としての位置付けははっきりしておりますから、公民館に変わる大きな学習の場だという事をご理解頂きたいと思えますし、新しく性格的に変えるというのは非常に町こんの中或は、ご婦人の団体の皆さん方とお話した中では、児童館的な要素をもっと充実をなさいと言う声が非常に強い。それはやはり、学童保育も実施するというふうに言っておりますので、そういう面で図書館と児童館的な要素がどうかみ合っていくのか、それから今の時代的にあったコンピューターシステムなどを導入する事も新たに加わってまいりましたので、そういう物の関連をどうするかという事が大きく変わった点かと思えます。それと申しあげましたように、図書館には夏の冷房として雪を利用したものを使いたいということで今、検討を加えさせて頂いておりますので、住民の皆さん方に説明した中で、大きく変わろうとしているのはその部分だろうというふうにご理解頂きたいと思えます。後は、町民の考え方を反映させると言いますのは、前もやはり言ってますように、これからそれら素案をもとに設計事務所もいれながら、いろんな文化団体の意見を聞いて最終的な仕上げをしていきたいと思っておりますので、十分町民の皆さんの考え方が施設に活かされる用に進めさせて頂きたいと思えます。管理・運営方針につきましては、申しあげましたように、公民館的な要素を重点におきながら、児童館的な要素もかみ合わせて、図書館は従来からありましたのでそういうものを加えた生涯学

習の拠点という考え方で運営をさせて頂きたいと思いますが、なおそれらの運営についてはまた、教育委員会とも十分連携協議をしながら、最終的な決定をさせて頂きたいと思います。宜しくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○2番（野 道夫議員）一再々ー 町長の話で私分かりました。それと、児童を中心というお話もございましたけども、また、一般的な各種団体の意見もお聞きしながら、進めて行きたいという事でございましたけれども、ひとつ町長お願いしたいのは、生涯学習総合センター、生涯という名前が付けば、オギャーと生まれて死ぬまでが生涯だと思うんですけども、子供達は子供達でも結構でございますし、それとまたこの中に、入れて頂きたいものがリカレント教育。これは、職業人を中心とした社会人に対して学校教育の終了後、一旦社会に出た後に行われる教育であるんですけども、こういう職業から、離れて行われるこの再教育。こういったものが、これから必要になってくるんじゃないかなという感じをしますので、我々もこれから年もとってきます。そんな事で、是非ひとつそういうような、リカレント教育を、これもまた中心に考えて頂きたいなと考えまして私の質問を終われさせて頂きます。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。

○2番（野 道夫議員）町長いいですか、このリカレント教育についても、もしあれだったらお考えあればちょっとお知らせ下さい。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）リカレントと海外で非常に多く言われている教育なんですけども、日本ではまだ中々馴染みがないといいますか、非常に難しい面だろうと思います。カナダのポートハーディーに行きましたら、まさに高校の中に高校を卒業して一旦社会に出たけれども、社会に対応できないといいますか、職業がまだ未熟だとか色々な条件でもう1回高校に戻って勉強する、そういうのを実際に拝見させて頂きましたけど、そういう意味ではむしろ、高等学校辺りの学校開放といいますか開放講座的な要素の中で、そのリカレント教育というものを進めるのが適当なのかなと思いますけれども、その辺についてはまた、教育委員会とよく相談をさせて頂きたいと思います。いずれに致しましても、趣味だとかそういうものを活かしながら、町民の皆さんがそこに集えるような場所、そういうような事を心がけて行きたいと思いますし、将来的には質問になかったですけども、これが出来あがりましたら現在のバス停を役場の前にありますけども、これを学習センターの前に移

動させましてお年よりの皆さん方が、例えば病院の帰りにそこで休憩して休んで頂いて、或は本を読みながらバスの時間を待つというような、お年寄りから子供までがそこに集えて、しかもお年寄りと子供がそこで交流の出来るような、そんな施設にして是非町民の皆さんが気軽に利用できるような、~~~~~のしやすい施設にしていきたいなという思いであります。宜しくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）それでは、農業問題２のイからホについて、質問して下さい。

○２番（野 道夫議員）２番。農業経営対策、営農の対策について５点ほど、申し上げたいと思います。まず、本町の基幹産業が農業である事に変り無く、農業の振興が本町の重要な課題である事は~~~~~ちません。そこで、本町農業の抱えている問題点は何か、また、その解決の為に行政としてとるべき対策等につきまして、町長、農政担当の農業委員会長に質問を申し上げたいと思います。

まず１点目の、水稻は現状維持か転作かという事でございますが、かつて本町の水稲作付け面積は、大体昔から３,０００町という事で私ども、土地改良区にいたときに３,０００町という事で考えておりました。ですけれど、この３,０００の中にはこれから高規格道路とか、いろんなもので面積も減っておりますし、沼田町の３,０００町というのは畦はんを抜きの計算をされたのと、畦はん込みの面積を出しているのと色々な訳でございまして、ここに出ています沼田町のおそらく水田面積というのは、２,８５０ちょっと位かなという感じがします。これに、なんぼか畦はんを何％か加えたら、大体２,９００ちょっと位になろうかなという感じを致しております。それだけ面積を抱えましたが、減反政策により現在２２％の激減をしている所でございますが、政府の基本姿勢を見ますと備蓄米等の問題はありながらも、大幅な減反緩和は考えられないかと存じます。こうした現状を踏まえ、安定作物である水稻の作付け面積を少なくとも現状維持すべきと考えておるか、或は、より有利な作物に転換した方が良く考えているか、わが町の将来展望についてお伺いをしたいと思っております。これは１点、１点聞くよりも５つ申し上げた方がよろしいですか。（議長：はい）

この点についてお伺いをしたいと思います。それと２点目、農家の負債の現状と整理対策という事でございますが、農家問題の緊急かつ最重要課題は、農家の負債対策であると言われております。農業経営者の中には、負債を整理するために離農したくても、負債が資産を上回るために離農できず、やむなく農業経営を継続していく。その事がまた、負債を大きくしているという農家もあると聞いております。負債巨額になるに至った、原因をどのように分析をしておられるか整理対策としてどのような手段、方法をお考えかお伺い

致したいと思います。負債については、昨日も農家の議員の方からも色々農業問題について、質問しておりましたけれども、やはり大きな問題はこの負債をどうしていくかという事でございます。お聞きをしておりますと、大体沼田町で、70億位の借金があるのではないかな、そうすると農家戸数2百2、30で割りますと1戸平均しますと、3,000万位の借金をしているという格好になるわけございまして、こういった所まで来たのが、こういった事でこういう事になったのかというような事も、今後考えて行かなければならないと思いますし、この前にもいろいろある議員の方からも話しておりましたけれども、沼田の町だけでなんぼ頑張ったってこれは政府のやる事だ、政府にもう少し力を入れてもらわなければ、この問題というのは解決するものではないのだというようなお話をしていた議会議員もおりましたけれども、そこらひとつ沼田の町としてどのような事をしたら、この負債が整理されるのかな。これも、去年、一昨年位で負債が増えたわけじゃないんです。長期的に増えてきていると思うんです。ですから、この負債対策については、おそらく農業協同組合長さん、そして各農業団体の土地改良区、農業委員会、農協青年部とかいろいろな団体の方とお話し合って、この負債対策をどうしたらいいかという事の話もおそらく後ほど、聞かさせて頂きたいなと考えております。

次3番目、ぶっしん両面に渡る経営安定対策について農業経営のための方策として、生産規模の拡大、土地基盤整備事業を行って参りましたが、経営安定対策としてこのほかに推進すべきものがないのか、例えば土壌の改良、地力の増進対策こうした物的な面ばかりでなく、心の面の対策として営農意識の改革、経営改善、技術指導といった点も考えられるのでありますが、町としては関係機関と連携をしどのような施策をすべきであるとお考えになっておられるか、この点もお伺いを致したいと思います。

4点目、農業機械公社の設置について。現在、農業経営を圧迫しているのは農機具の購入であり、償却費であると言われております。購入はしたけれども、それが重圧になっている。そうした事から、町・農協が出資して農業機械公社を設置し、公社が農機具を購入し適正な価格で農家に貸し出す事にすると器具の活動稼働率が高くなり、機械の貧乏から救済する事になると考えますが、こうした公社の設置することについてはいかがお考えかお伺いしたい。この、公社関係については水稻農業の関係については北海道でも少ないと思いますけれども、酪農関係とかについては、こういうような公社でやっている地域もあるという事に聞いております。まあこれは、やってやれない事もないと思いますけれども、問題は町と農協が出資をするという事になりますと、なんでもお金を出せば良いという事

ではないんですけれども、こういうような考えもしながら、救済措置をしていくというような事もいかなという事でございます。

次、5点目でございますけれども、農業法人化の推進について、農業は家族で経営をしているのが主体であるだけに、規模の拡大にも障害になっております。ささいな事ではあります、日曜日には休みたくても隣が働いていれば休めないといった問題もあり、農業が好かれない原因にもなっているのではないかなという感じも致します。こうしたことから、数戸の農家が集まって農業法人を作るならば、規模の拡大も容易になり勤め人的感覚で作業をする事になれば、農業も見直しされるのではないかと考えております。町と農協が指導し、農業法人を推進する事について町長はいかがお考えか以上5点についてご質問を申し上げます。この中で、今日農業委員会の会長さんも見えておりますので、是非ひとつ5点についても、総体的でも結構でございますが、御答弁を頂ければとこのように感じております。この、農業機械公社の設置についてもこれらについても、共同経営というのは中々大変だと思いますけれども、こういった事が考えて行かなければ農業は救われないのではないかなと、ただ行政から補助金対応だけで物事が解決するものではないという感じを私はします。いろんな問題も出てきておりますけれども、やはり農業をこれからどうしていくかという事になりますと、農業経営対策これらを検討していかなければ沼田の農業は、私は良くなれないと感じております。この点、5点についてお伺いを致します。

○議長（吉田好宏議長）農業振興課長。

○農業振興課長（矢野潔課長）それでは私の方から、事務的な事を中心にして後ほど、農業委員会会長或は、町長の方から説明頂ければと思います。1点目のご質問でございますけれども、本町の農業の抱えている問題は何であるか、また水田を中心とした水田利用でありますけれども、有利な作物に全面的に転換すべきなのか、現状維持なのか、このようなご質問かと思いますが、まず本町で抱えている問題でありますけれども昨日からも、何人かの方からもご質問ありましたように、農業はご承知のように沢山の課題を背負っている訳でありますけれども、特に何と言っても米価の下落、こういったことから中々計画的な所得が得られない安定的な農業経営が出来ない。非常に苦慮している訳でありまして、関連を致しまして農地の流動化が順調に進まない。そういう中で、将来を含めて大きな不安等がある訳でありますけれども、いずれもこの農地の流動化に対しまして直接的な解決策・支援こういったものがあれば、すべてが米価下落というひずみがありますけれども、解決されるものかなと思う訳でありますけれども、中々財源的にもそういった解決の道は中々ない訳で

ありまして、しかしそういった中でも、まず流動化を促進させるこういう基本的考えに立ちまして、まず局部でありますけれども農作業の受委託、これは当然機械の効率、有効利用ということにも及んでいきますし、また、後段の方に法人化という事で、ご質問ございますけれども、当然全農家が共同というのは非常に難しい訳でありますけれども、部分的にやはり共同すべき、こんな事もそういう可能性についてもまた農協と或は、生産者の声を十分お聞かせ願いながら行政はその面で何をすべきなのか、何ができるのか、そんな事も合わせて又、考えて行きたいと思えます。また、何と言っても米価が下落した訳でありますから、所得を確保しなければならない。増大どころか確保しなければならない訳であります。これらについても、過去農業関係のビニールハウス助成だとかですね、特作の振興こういった奨励策も行って来た訳でありますけれども、これからは継続的な考えもありますけれども、やはり生産者自ら農産物を生産するのみならず、付加価値を高める、そういう事にも自主的に頂ければならないのかなと感ずるところでございます。いずれにしても、これらを農地流動化これをスムーズに流動化させるには関係機関は勿論でありますけれども、生産者も前段で申し上げました努力の中に流動化をなめらかに推し進めて行かなければならないのかなと考える訳であります。また、合わせて国もですね、中山間の直接補償、これは100万円限度でありますけれども、傾斜地に対する多面的機能の評価の中から、そういう直接助成もありますし、また、これが具体的になればですね当町にとってより多くの方がそういう制度に乗れるように、そんな事も留意しながら取り進めたいと思えますし、また農地の緊急保全対策、これも一部については当町は断念した訳でありますけれども、これも改善、制度の改革余地はないのか、そういう観点からまた機会あるごとに要望もして行きたいと思えますし、なんと言いましても昨日からもご質問ありましたように、水田を中心とした所得の確保、こういう事でありまして、これは73,000円或は63,000円これが可能かどうかは別といたしましても、これは大いに国の制度を利用した中で所得増大を図って行くべきなのかなと考えております。後段の、有利な作物に転換というご質問でありますけれども、これはあくまでも転作田の有効土地利用でありますから、団地化をして大豆、麦、肥料でありますけれども、その範ちゅうに限るものでありますから、それを超えて転作を拡大していく水稻の作付けを縮小する。こういう考えには無い訳でございますので、ご理解を頂きたいと思えます。

それから、二つ目の農家負債の関係でございますけれども、確かに60数億或は、その200数十戸で割り変えて2,000万から3,000万とこのような負債の現状になっておりま

す。ただ、ご質問の中にですね、負債があつて離農が出来ない。それが負債増加、累積増加という表現もございましたけれども、果たしてそういう要因、原因なのか多少疑問もある訳でありますけれども、いずれに致しましても1戸当たり300で割り変えしても、2,000万ほどになりますので、相当な投資といいますか負債、そういう状況になっている訳であります。この中の、色々な町の事情がある訳でありますけれども、土地を取得された。制度資金を借りて、そういう方もかなりウエイトを占めておりますけれども、これにつきましても、過去或は今回の投資をした方に金利の取得資金、金利の一部助成、こんな事で一部直接的な負債対策ではありませんけれども、そういう中で支援をする。こういう基本的な考え方、この辺についてもご理解を頂ければと思います。また、この負債につきましても、国の制度で次世代助成制度、後継者がつきまして当然親の経営者の代から引き継ぐ訳でありますけれども、その時に相当の負債を背負った中で全責任を背負って後継する訳でありますけれども、その世代交代の時に低利な利率に変更致しまして、これは国・道の金が投ぜられる訳でありますけれども、そういう中で次世代利子支援制度もございます。これらにつきましても、制度でありますから有効に活用していくべきかな。本町につきましても、そういう世代交代の中で、4戸ほどが対象としてそういう制度を活用しております。いずれに致しましても、そういうまわりの既存の制度を有効に活用しながら、基本的にはその生産者が借り入れた負債でありますから、経営の努力によって計画的な償還、そういう事に期待するものでもございます。

それから次に3点目でありますけれども、経営の安定対策、この中に物的面ばかりではなくて、心の面として経営或は、技術指導そういった事で、関係機関と連携をどのようにとって施策を講じていくのかというご質問でございますけれども、まず経営の安定。先程申し上げました、たまたま今回制度化されました、水田を中心とする活性化制度が高額な補助によって制度化された訳でありますから、これらを限られる可能な範ちゅうにおいて、大豆・麦の作付けをして頂いて、プラスアルファ的な事で所得収入として頂いて安定的な経営に向けて、合わせて努力もして頂きたい。そのことがまあ、一遍に大きく変化する訳ではありませんけれども、徐々にその安定化に向けて農業経営が成されて行くのかなという期待も含めて考えております。各農協が主導でありますけれども、年間通じまして農談会或は、営農計画書を農協さんの方に提出を致しますけれども、これは単に提出をされてその計画書が受用するそういう事にはなっていない訳でありまして、個別の指導そういった事も当然されておりますレクミカン整理、この段階では1年間の反省に立ちながら色んな窓口

での指導がなされているものと考えておりますし、或は町の農協さんと提携をして事務所、農業改良支援センターを設置してございますけども、この中においても認定農業者の一部でありますけれども、経営の分析それらを細かにグラフ等に表示をいたしまして、個別に庭先に行ってこの辺の経営実態分析について農業者と相談をさせて頂いております。いずれもそういった個別の指導、或は技術的な事につきましては普及センターでございますし、それぞれの機関の中で役割分担をしながら、現況の中で取り進めている。ただ、ご質問の意図も含めまして今後は更に内容的に充実をさせながらそういう中で、取り進めるべきとこのように受け止めさせて頂きたいと思います。

それから4点目の、農業機械開発公社の設置でございます。これも、10年前にいろいろ農業の現況を考えまして、やはり農業機械の経費に占める割合が非常に高いわけでありますから機械の共同化、そういう中でリースセンターなるものを一応企画発案そういうものがあつた訳でありますけども、これが具体化されていないのが現状であります。これは、申すまでも無く多少なりとも検討は加えたわけでありますけども、非常に課題が多すぎる投資分が相当金額になってしまう。良好な運営が出来るかどうか、非常に疑問でもございます。そういう中でありますけども、それが不可能でありますけども、やはり個人所有の中で機械の整備を毎年丁寧に行っていただく或は、そういう中に整備点検を同時に行っていくこれが機械の寿命を延命、そういう事にも繋がる訳でありますから、農協としては農業機械の整備の促進、そういった事も手厚く推進されてる一面もございます。いずれも、公社の設置は無理にしても、やはりいかに機械を有効に隣近所或は部落を越えてその事が共同的に有効に活用できるかという観点から、前段の〜も申し上げましたように、農作業の受委託。これらの制度も十分確立をしながら、早急にそういう体制で農業経営が出来るように農協と十分連携を取りながら、早急にそういった体制を確立をしていきたいと考えますので宜しくお願いをしたいと思います。

最後に農業法人化の問題でございます。ずばり結論から申し上げまして、法人化そういった組織化というのはかなり制約、財産を持ち寄って自分の財産を持ち寄って、いわゆる法人の財産となってしまう。それからhajimatte、いろんな難題、課題がある訳であります。そんな事から、今道内の法人化の傾向と致しましては、確かに酪農地帯を含めては結構法人化そういうものは進んでおりますけども、北海道の稲作を中心とする中では、法人化は中々伸びておりません。若干件数的に申し上げまして、かなり古い時期になりますけども、昭和45年で600戸ほどございました。これは1戸1法人を含めて、そういう中で構

成をされた訳でありますけれども、1戸1法人がだんだん解散をされましてこれが平成10年では、約380戸ほど。そういう減少傾向にあります。ご質問のなかに、法人化をして休暇、定められた休暇の中でやりがいのある農業経営にというお話もございましたけれども、当然法人化はそういうことも目的とする訳でありますけれども、何分前段で申し上げましたその課題が多すぎる或は、法人の税制上多少の優遇措置はございますけれども、中々魅力となる段階には至っていない。こんなふうにも考える訳であります。付け加えまして、多少町内の農業者青年でありますけれども、法人化をしたい。する時にはどういう条件があって用件があって、結果的にどうなるのかと興味を持たれまして、色々研修会なり或は、道の出先機関の方にいろんな形で紹介をさせて頂いたり、勉強会を含めてやった経緯がありますけれども、中々法人化の設立には至っていない。このような状況であります。以上雑駁でありますけれどもご理解頂ければと思います。

○議長（吉田好宏議長）農業委員長。

○農業委員長（小西義光会長）発言の機会を与えて頂きましてありがとうございます。私への質問は殆ど農地の事かなというふうな気がしておりましたけれども、全般に渡ってという事ではありますが、まず農地の移動。いわゆる流動化の関係から申し上げたいと思いますけれども、現在農地の移動という意味では本当に少なくなっております。平成7年から8年にかけては、ピークだった訳ですけども現在のところは非常に少なくなっております。これも買い手側、売り手側の考えが違うという事になる訳ですけども、まずこういう厳しい情勢の中ですから買い手側も安ければ買ってもなんとかなるけれども、高ければとても買えないということ。それから売る側としては、例えば高齢化だとか或は経済的な、先程の負債の関係だとか色々あるかと思いますが、そんな中で、この間も2件ばかり実は出ていたんです。売買をしたいと言う事で。ところがこれは、値段の折り合いがつかないという事で、実現しておりません。結局賃貸で、しばらく経過を待つというような事になっておりますけれども、実際問題買いたい人、売りたい人たくさんいるんですけど、実際問題は動かせないというのが現状かと思っております。

それから農業全体の問題で、一部分私の考え方を、私と言いますか農業者としての考え方を申し上げたいと思いますけれども、実は水田営農対策というのが今発表されまして、私ども来年から即これに対応していかなければならない訳ですが、町或は各種団体の指導の中で私ども推進協議会というのを作ってこれに対応していかなければならないと思っておりますが、1円でも多く収入になるべく努力もしていただけるし、考えていかなければ

ならない訳ですけれども、これについても私どもとしては、非常にこの不公平な差別のある対策だなと私感じております。まず一つ目としては、団地化というのがあるのですが、これは府県では4町歩。北海道では12町歩という大きな格差がある訳です。それから、水田行動利用加算というのがありますが、これにも、水田を少しでも利用すれば良い訳ですけれども、1年2作。2年3作と言ったような事が言われますが、これは北海道ではとても気候的にそんな事できる訳がないんです。雪が積もりますし、到底出来ないことなんです。それから、先程からもありましたけれども、機械の共同利用或は法人化だとか、それらについても加算をされる事になりますけれども、これらについても殆ど北海道の場合でしたら、沼田の場合でしたら15町以上、30町以上の人もある訳ですから、それらの人方が、共同化をするという事になりまして、実は田植え期間というのが1週間から10日しかない訳です。内地府県に行きましたら、4月の末から6月の中旬になってもまだ植えている訳です。2ヶ月以上あるんです。そんな中では共同化も出来るかもしれませんが、北海道の場合機械の共同化というのは私は無理だと思っています。勿論小さい農家の方々は、助け合ってやっていかなければ農機具にそれだけかけたらやっていけませんから、そういうふうにはやらなきゃならないと思いますけど、それ以外では到底無理だなというふうに思います。まあこんなような格差といいますか、差別を受けている北海道農業という或は沼田の農業という観点から見ましても私どもも農業委員なら農業委員の系統を通じて、これらの是正に頑張っていかなければならないし、それから町或は議会の皆さん方も是非この差別を無くしてもらうような事で運動を頂きたいものだと、特にお願いをしたいと思っています。それから、いろんな問題たくさんございましたけれども、農村の人方の意識の関係ですね、これはよく町の方或はまちの方から言われる事は、危機意識が無いのではないかと、そんなふうに言われます。私も本当にどきっとした一員なんですけれども、しかしまわり近辺を眺めて見ますと、土地買って借金した。だから本当に真剣になってやってくれております。そんな人がたくさんいます。中には意識の薄い、私のようなものもおりますけれども、決してみんながそうだという事なしに、ひとつご理解を頂きたいと思うんです。あの、自助努力も本当に一生懸命やっております。そんな事をご理解を頂いて是非、いろんな面でご協力を頂きたいものだと思っています。それから、いわゆる今農業の、減収が5億とも6億とも言われておりますけれども、実は町並びに議会の皆さん方の絶大なご理解のもとに籾のバラ施設、籾殻の処理施設そんな物についても作って頂きました。実は、今年の場合カメムシの被害なんかで、被害がこれだけ出た訳ですけど、実はあの施設

のお陰で全部1等米で出す事が出来るようになっております。もし、これが無かったら本当に背筋が寒くなる思いがする訳ですけれども、80%位はおそらく規格外になっただろうと思うんです。我々出した段階でランクが付けられますけど、イと書かれたものはカメムシの被害粒が多い部分なんですけれども、それらは全部規格外になるより方法がない米なんです。ですから、もしそうになっていたとしたら、5億や6億やそんなものじゃない。もっともっと被害が大きかったらと思っております。そんな意味でも、皆様のご理解ある御努力と申しますか、政策に対して本当に厚くお礼を申し上げたいと思っております。答弁になったかどうか、分かりませんが私どもの考え方の一端を申し上げて答弁にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田好宏議長）いいですか。

○町長（西田篤正町長）今、農業振興課長それから農業委員長さんの方から、御説明ありましたのに尽きるかもしれませんが、総体的に説明をといいますか、答弁をさせていただきますと、水稻で現状維持かどうかということ、これは沼田は米の主産地として生きるという大前提があると思います。そういう米を作って生きるためにどうするというか、そのためにたとえば国に対してどう支援策を要請するか、あるいは道に対してどういう制度で支援を求めるかというその辺がこれからの課題だろうと思います。いろんなお話ありましたがそれぞれ相互に関連がありますから、どれひとつ抜きにして農業経営は成り立たないと思いますが、いずれに致しましても現状の置かれている農業経営の厳しさ、これをどう改善するかという事を私ども管内の町村と力を合わせて道あるいは国に対して、食料の基地としての空知管内の位置付けだとか、或は北海道の位置付けをしっかりとってもらうような、そういうような運動を今後とも引き続きやって行きたいと思います。特に米の問題については、私ども先般の備蓄基地の推進協議会もお作り頂いてその備蓄構想の中で長期に渡って、米の主産地として生きていこうそれを留萌港を利用した、そういうものを活用しながら広範囲に上川、北空知を抱えて拠点基地にして頂きたいという考え方もありますので、その辺についてはご理解を頂きたいと思います。ただ、そういう中で課長が申し上げましたようにやはり、所得をどうやって確保するかという事が問題なんだろうと思います。機械の問題も絡んでまいりますけれども、例えば所得を確保するために、特作に取り組んだ。それが今年のように約20%近くの花樹の場合でも、減産になりました。所得減になりましたけれども、そうしますと逆に新たに物事に取り組んだ事によってかえって農家の経営危機を招いたという事態もあろうかと思えます。そういう事を考えますと、今議員さ

ん言われる農業の受委託機械の共同利用というのは、例えば水稻では無理だという観点。今、農業委員会の会長さんもありましたけども、それであれば特作部門でそういう事が可能かどうか、こういうことをやっていかない限り農家の経営は中々成り立たないだろうと思うのです。ですからやはり私は実験的にでもいいですから、その受委託或は農業の共同利用、こういうものを真剣に取り組んでいかなければ、おそらく今の農家の経営は農機具の負担でまいてしまうのではないかという気が致しておりますので、これは新年度の予算の中でですね是非、農協とも協議をさせて頂きまして、そういう取り組みはどう進めたらいいのかという事を協議をさせて頂いて、実現出来ればというふうに思っております。

特に負債の関係については、昨日も横山議員さんからもお話ありましたように、非常に莫大な負債を抱えての農業経営ですから、今申し上げましたように、新たな意欲を持って取組んでもちょっとしたきっかけで、破綻をしてしまう。そういう危険を非常に大きくはらんでいるという事は、もうご理解頂けると思いますので、その辺を十分見極めながら、その拡大をした事によって、経営が行き詰まるという事であれば、その利子の部分を何か、今ちょっと思い当たりませんが、その部分を特定に支援する基金を設けてそこで支援を恒久的にやっていくような制度も考えていかなければ、駄目なのかなという感じでお聞きさせて頂きました。この辺につきましても、農協と農業振興課の担当レベルでよく内容を詰めて頂きまして検討させて頂きたいと思います。いずれに致しましても、昨日それぞれの農村議員の皆さんから質問ありましたように流動化は進む訳ですし、進めなければならぬと思いますので、そういう対応を早急に検討させて頂きたいと思います。それから、なんと言ってもご指摘のように、農家の経営安定のためには農家自身の意識の改革と言いますか、こういうのは大事な事だろうと思います。今、農業委員会の会長さんからそういう危機感を持ってやっているというお話は十分理解は出来ますけども、やはりもう少し若いこれからの担い手が、もっともっと自分達の農業に対するいろんな考え方を自由に意見交換しながら、人の良さを学びとってそれを自分に活かせるような、そういう共同で学ぶといえますか、そういうような場所が必要な時代にまたなってきたのかな、従来は建設班ですとか農村青年団だとか、いろんなそういう団体がありましたけれども、今はそういうものが無い状況の中で、若い人たちがそれぞれ行き詰まったといえますか、そういう感覚でいる場合もあるかと思いますが、是非これはすぐ出来る事ですから来年の新年度に向けてですね、そういう若い人達が自由に参画して、学んでそこで意見交換ができ、実践ができ、そういう場所が出来る事によって技術ですとかいろんな面の取得が出来るだろう。

それから意識の改革もお互いに話し合いをする中で、自分の欠けている部分、自分の勝っている部分、いろいろな意見交換をする中からそれを切磋琢磨出来るんじゃないかと思えますので是非、そういうものを作り上げていきたいな。これは、フレッシュミズの若い奥さん達のお集まりの時にも、やはり若い奥さん達にもそういう機会が必要なんだという意見もありましたので、その辺どういうふうにもっていったらいいか、これから予算の査定の時期になりますので、それぞれ知恵を絞って検討させて頂きたいなと思います。まさに意識の改革をどう取り組みかという自分達の考え方がしっかりすればですね、もっと沼田の農業も開ける部分も出てくるのかな或は、そういう事によって行政にこの事だけは絶対行政で支援をしてほしいという物が出てくるのではなか、今どちらかと言いますと、後手後手に支援をやっておりますけれどそうでなくてやはり、5年先を見てこの事に重点的に支援をしてほしいという声があることによって、行政もそれに手をつけれる。農協さんもそういうのが重点的な支援が出来るのだろうと思いますので、是非そういうふうな機会を設けていきたいと思います。

公社の関係については、先程申し上げましたように是非そういう検討をさせて頂きたいと思いますが、法人についてもですね課長申し上げましたようにもっと優遇措置があつて、農家の人がそれに取組めるような物があれば良いんですけども、現状はこの間課長に～～～～ますとそう優遇された部分がないというお話がありましたので、これらもやはり国に対する要請の中のひとつにもなるのかなと思っております。しかしながら、実際にはそういう～～～法人で、やっている法人の組織もありますから、農業法人やっている所もありますので、そういう所のケースを参考にしながら、もし可能なものが沼田でこの地区のここであれば可能だというものが、例えば農協さんなり普及センターさんにそういう考え方が幾分でもあるとすれば、モデルケースとして若干の助成をしながらでも、そういう試験的な取組みの支援をさせて頂ければと考えております。ちょっと前後して色々申し上げましたので、答弁が前後しましたけども、そんなような考え方です。宜しく願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長） 2 番。

○2 番（野 道夫議員） 一再ー 町長また、農業委員会長の方から色々御答弁を頂いた訳でございまして、誰が聞いてもやはり現状は大変なんだなという感じで受け止められた訳でございまして、そのままの状態にしていたんでは益々農業も大変な事にあるだろう。そこで、私本当に町長の方からも色んなお話もございましたとおり、是非ひとつ新年度の予

算の中でいろいろと予算面の中で、予算化をして頂ければというふうにも考えますけれども、やはりこれからの水稻は現行維持をしていくのには水田というのは大変だろうな、そこに転作する場合にはどういう作物が良いのかという事も、これもおそらく農業協同組合の方では考えておられるだろうと思いますけれども、私最近のいろんなニュースとかを見て行きますと、人間の食べ物の変わり目といいますか、そういうものが凄く変わってきているので、これから日本農業なり沼田農業はどういうものを作っていかなければならないかという、まずそういう作物を考えて行かなかったら作っても売れなかったら、これは作るだけ野暮でございます。それで色んな話の中で、私は地域の食材をどう活かすかという事なんですけれども、沼田町のお米が約20万俵の米が採れました。その米が、雪中米だろうと沼田の4,500の町民が何%沼田町の雪中米のお米を食べておりますか、そしてまた、農村の方が一生懸命に作った野菜、いろんなものが沼田の4,500の人口で何%そういうものが消費者として買って食べているか。こういうのをやはり今後、調査をしながら農村で作ってもらったもののある程度のものは、地元で消化出来るような物の考え方、これは絶対必要なんです。私どもただ色んなものやって、補助の問題とか利子補給とか色んな問題も出ておりますけれども、私はそれも大事かも〜〜、こういうものを中心にもの考えてから、こういう補助的なものを考えていかなければこれは私逆みたいな感じがします。こうやって大変なんだから、なんとかして下さいよというのが私は当たり前なんじゃないかなという感じがします。町長の方からも厳しいお話もございましたけれども、努力をしてからでなければ、我々としても中々そういうような支出は出来にくいというような事も、言葉調には出ていましたけれども本当に私はそうじゃなかなという感じが致します。

それともうひとつ、最近人間が口の中で舌と栄養でなく、話題性で買い求める時代がきたなという感じがございます。おいしいと言っても、一部のものじゃなくやはりテレビ、ラジオの宣伝、話題性というものは非常に大きい訳でございまして、そういったPRもこれからは私は農業として必要だろうと思うし、行政も農協もこういった問題を考えていかなければならない。ただ農協の購買、販売いきますとよそ者がたくさん出ておりますけれども、そういう事じゃなくもうちょっとそういう事も考えた中で、私は仕入れて行く必要があるのかな。話題性で買い求める時代が来たのかなと、食の変化に伴った作物の生産という事でございますが、これらも地域の適地適産の中でどういった作物が良いのか、これらも真剣に取り組む必要がある。沼田町の中にも先程、小西会長さんの方からもいきました集団の問題、ですからこれから転作なんていうのはやはり沼田町の青写真の中で、集団はど

ういうふうにして行くかという事も、きちっと裏付けてから物事をやっていかなかったら私はこれからなんぼやっても、良い方向には行かないのではないかという感じがします。それと、今、問題化になっているのは賞味期限の長い食を見て買いこむ人がある。これもひとつ皆さん割りと簡単にお店屋さんに行ってみているかもしれませんが、これがまず第1なんですけども、今の若者というのは月、火、水、木、金で土日が休みなわけですから、金曜日に行ってみようと思えばいいですよ。買いこむと行ったら5日から6日くらいの、1週間位のものを置いても、長い間おいても食べれるような物。こういうものが買いこんでいる所を見ますし、食料関係のところを行ったら、こういう問題も色々お話をしております。ですから、こういうような事もひとつ考えた中で、ただ私、制度的な問題とか色々な問題だけで、こういった問題が解決するものじゃないというふうに考えております。是非、ひとつ矢野課長一生懸命に農業関係の方々と、嶋田さんも色々な話をしておりますけども、農協に行ってこういった話も中にいれて、普及所と協議をして頂きたいなと考えております。

それともう1件負債の問題ですけども、補正の中で私は申し上げようと思っておりますけれども、農業経営の安定緊急対策資金の貸し付け金利の利子でございますけれども、平成12年から18年の7年間約5億円の元金据え置きなしで借りる訳でございます、そこに町と農協が4.5%、4,456万9千円を町が払う、農協も払って行くという事でございます。農業者は1%という事になっています。今現在、金利で5.5%というのは、なんぼ農協の系統の機関の金融業者であろうとも、この5.5%が行政に頼んで行政が借りるんだからというものの考え方でこういう%を出しているのか、信金なんていうのは長期で今3.8%です。短期で3.6%ですから、ちょっとした所では2.5、2.6%の金利だと私は思います。本当に農業団体の組織の上部団体で、農協の本当に農家の危機感というものが伝わってないのかなと私はこのように考えます。出来たら沼田町で、40億、50億の金は貯金されておりますから、私は出来たら貸せるものだったら行政で金を貸してあげて安い金利でやれば、農家の負担の1%なんて払わなくても良い訳ですから、それを全部農協と町で持てばいいんですから、そういう事も考えて行かなければならない。これはおそらく矢野課長も色々農協と協議をされているかと思いますが、こういうような事では私は通らないという、補正予算やってもこの中身十分聞かさせて頂かなかつたら分かりませんが、こういう事が農業団体の組織団体で、そういう利子補給をお願いしますと言ったらポンとこういうようなこと言ってくる事態が、私はおかしいのじゃないかと思っています。ただ普通農家が

大変だ大変だと言っているだけにすぎないでしょう。組織団体が本当に危機感がなかったら、なんぼ言ったってどうにもなりませんので、私は出来たらこういった問題から解決するように行政として、農業協同組合の指導もして頂きたい。今日、農業委員会の会長さんも来ておりますけれども、会長さんも是非ひとつ農業委員は土地の売買じゃなく、やはりこういった制度関係についても、農業委員会の中で検討しなければならない問題でないかなと、こんな感じを致しております。また、そんな事でひとつまたこれは補正の中でおそらく課長なり町長の方からも、お話があらうかと考えております。この辺もひとつ真剣に私は考えて頂きたいし、町長の意見も私はお聞きしたいなという事でございます。

それと、この中でいろいろ出ていますけど法人化、機械化についてはこれは公社の関係というのは非常に難しいだろうと思っておりますけれども、先程町長が言ったようにやはり何かでもひとつやってみなかつたら、良い悪いは、という事を先程お話しましたが本当にひとつの小さなモデル的なものを作って、そこで若干町が助成をしてやった結果が駄目ならこれは止めるべきだし、よければこれを継続して拡大をしていくという物の考え方を、ここでは絶対必要である。やらないで良い悪いを言うのは、割と最近、いやそんな事やって駄目だよというのが農業団体にそういうのが多いのかなという感じがするんですけど、やはりやってみなくちゃ分からないという事で、私は是非町長さんがお話されたような事を是非ひとつやって頂きたいなという感じを致しております。

それと、私先程ちょっと申し上げましたが、これからの農業の物の考え方、どうあるべきかということも心の面の対策という事も私ちょっと申し上げましたが、昨日ラジオだったかテレビで、深川の拓殖大学で、普通の福祉もありますけれども、そういうような学校だけではどうにもならない北空知地区。空知管内の地区。全道地区の考え方で、話されたんだと思っておりますけれど、環境農学部、それから経済農学部を取り入れて地域の若者を集めたいという事で、お話をしておりましたけれどもやはりこの中で心の面の対策として、営農意識とか改革とかそういうような事については、各関係との連携をしながらその対策を講ずるべきでございますけれども、私はこういったような子供をこれから養成し立派な成人にしていく場合には、やはりこういった学校にいくための高校に対して私は、こういった人方に補助をしてあげるべきでないかなという感じを致しております。そういった面も町長の方からちょっと伺いたいと思います。

それから、体験教育という言葉がずいぶん全国的に出ておりますが、高校の中でも農業高校的な所では、体験教室そして普通高校の中에서도こういう体験教室的なものを取り入れ

てきているという事を、私聞いております。これは自分が実際に得た経験を、という事で、その町の高校にどういう歴史文化があるんだ、産業もあるんだというものを普通高校の中でも体験教室というものを開いて、その町の今後の地域の発展に努めていきたいというのが、最近の教育方針の中に入っているだろうと私思いますが、この点もひとつ色々と検討して前向きの姿勢で、産業についてご検討頂きたいなと思っております。私、5点の中身で、かいつまんで色々申し上げましたけども、この点の中で町長気の付いた点で、こういうような事でやって行きたいという物があれば、私お聞きしたいんですけども。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）忘れたらあれですから、後段の方からご説明申し上げますが、体験教育これは今おっしゃるとおり色々文部省或は、農林省もそのような事の実施をしようという事の発表になっておりますけども、私ども今思いつきで申し訳ありませんけども、農業振興課と話しておりますのは、今の生涯学習センターが出来て氷室が出来ましたら、その中に小学校1年生に入ってが良いのか、3年生が良いのかこれは教育委員会、学校と相談しなければなりませんけども、そういう時期に田植えの経験をして頂いて、その自分達が作ったもち米で卒業の6年生の時には、紅白の餅を自分達の作った米で、紅白の餅が作れるような、そういうような物もいいんじゃないかなと、この間からお話をさせて頂いておりますが、まさに雪室の研究施設としての役割と、そういうものとの合致をした物でそういう事が出来ないか、色んな分野で考えながら体験教育というのは大事だと思いますので、また検討させて頂きたいと思います。特に、できれば年間の教育のカリキュラムの中で、沼田の特色のある教育という事で教育委員会としても取組んで頂ければなという感じでおりますので、また良く相談をさせて頂きたいというふうに思います。お話ありました、拓大の例をあげてのお話ですけども、その助成という事は現在の奨学資金制度、これも若干金額を引き上げて今年度から実施しておりますから、もし必要があるとすれば、そういう奨学資金制度の中で農業の後継者に対する特別枠を設けるとか、そんな事も考えていきたいというふうに思いますけども、何せ限られた予算の中でやらなきゃならないものですから、重点的に農業の支援或は、農業の人作りのために今何が一番緊急なのか、その必要の度合いというのはきっちり捕まえてやらないと、何から何まで支援をしてくれと言われてもこれは出来る問題でないという事をご理解頂きたいと思います。その辺は、出来るだけ情報といいますか、そういうものを皆さん方と相談しながら、農家の皆さん方がもっと積極的に行政に自分達の立場といいますか、自分達の求めているものを発言出来るよ

うな、そういう機会を私どもも設けなきゃなりませんけども、農家の人自身もそういう事が役場に来て自由に言えるように、或は、農協に行ってそういう事が言えるような、そういうような町あげて沼田の農業をどうしたらいいんだというような論議をこう出来るような雰囲気作りが大事だろうと思ってますので、この間から若い人達にお会いした時ですね、農業振興課は自分達の相談の窓口だと思ってどんな小さな事でもいいから来て相談して下さい。必要があれば、自宅にまでも出掛けますよというお話もさせて頂いておりますので、そういう意味で、農家個々の皆さん方のご意見をもっともっと聞かせて頂いて、今必要なものは何かというような事も選択をさせて頂きたいと思います。

お話ありました、補正予算で審議になる利子の助成の分ですけども、これは矢野課長にも、もうちょっと何とかならないかという事で私も申し上げましたけども、現状その農家の厳しい状況の中で担保権、担保に出すものが無い。それじゃ貸し付けたお金が取れなくなった時にどうなるのだという事になりますと、5億円全部を町が補償する訳にもまいりませんので、そうすると金利的に非常に高いものを借りざるを得ないという状況だと私は理解をさせて頂きました。各農協さんとも言いますか、各町でもそういうそれぞれの対応をしている部分があるんですけども、それを聞きましてもいずれもそう変りのない利率で借り受けをしてそれを補給しているという格好、具体的に必要であれば補正予算の時にまた矢野課長の方から説明をして頂きますけども、そのような状況ですのでご理解を賜わりたい。決して農協も、利子を高くする事によって自分達が儲けるとか、或は、農家の人を自分達の経営のためにという、あれは全くありませんので、農協もそれだけの負担をしながら、町にも応分の負担をして頂いて支援をしよう。これが、最大限の借りれる利子の範ちゅうだと、まあ現在の金利からいくと本当に高いと私も思いましたけども、そういう色々な事情があるという事をご理解賜わりたいと思います。

それから、前段の方にありました、農家の皆さん方が非常に意識が薄いのではないかというお話の中では、北海道民の米の消費割合からいっても、つい最近までは50%を切っている状況だったんです。北海道人が北海道産の米を食べているのが、ですからこの辺からもう少しメスを入れていかないと、地元の消費というのは結びついていかない。せめて北海道のお米を北海道人が70%か80%ぐらいでも消費をする事によって、もっと展開が有利になってくるのではないかなという気が致しますので、その辺は道にも要請しなければなりませんけども、私どももそういう対策を立てていかなければ。その小さなものですけども、今年から11月からホテル館も小売業者の皆さんのご理解を頂きまして、地元産の

お米を今、ほたる館で使っています。これはどこの米だと明らかにしないという条件で、地元の農家から購入をして頂いて使っておりますけども、非常にそういう意味では地元の消費の米を使っているという事に対する評価も上がってますし、ほたる館で販売している米の販売にも影響はしてくるだろうと思ってますので、そういう小さなものを積み上げてですね地元の消費を図って行きたい。

今酒の小売業者の皆さんが、小売組合が進めております、雪中酒といいますか、今の米バラ施設に醸造したお酒を保管して夏場の時期に売り出す米を作ろうという事で、今、高砂酒造とやっておりますけども、これも約70俵近い地元のお米がホクレンを通じてですけども15,000円で引き取られるという事になっております。そういうものを重ねながら、申し上げました努力をしていきたいと思ひますし、ほたる館の経営改善の中では、非常にあそこでの昼食での蕎麦消費が多いという、しかも沼田の蕎麦というのは非常に道外でも評価が高いんだそうです。それで是非あそこで消費できるような蕎麦を昼に、町外の皆さん方に提供出来るような、そういうものも検討したらどうかという事で農業振興課の方にもお話を申し上げておりますが、ひとつひとつそういうものをやりながら、地元の特色を活かした農業の振興に繋がるもの、そういうふうになんか、特にさっき言った意識が低いという事を言われましたけれど、今、農家の若い奥さん達を中心に非常に農産物の直売所と言いますか、そういう直販をしようという意欲が高まってまいりまして、この間の懇談会でも町内にそういう市街地も含めた拠点を作ってほしいという要望もありまして、従来ですとほたる祭をやったり或は、もみじ祭をやったりしても農家の人達は遠慮がちで、そういう所に店舗をもって来て販売するというのは非常に少なかったんですけども、今、明日萌の里でも後半になりましてから農家の皆さんも出店をしましたし、そういう経験の中とか、色んな場所で体験をしないと、やりたいという意向もありますので、より積極的な行動が出てきてまいりましたから、そういうものを育てながら出来るだけ地元のものを販売できる、しかもそれが農業経営に役立つような方向も小さなあれではありますけども、考えていきたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）2番。

○2番（野 道夫議員）一再々ー はい、分かりました。それで、補正の関係でまた後で出るんですけども、ちょっとこれだけ聞きたいなと思うんですけども、この借り入れの金融の場所。これをちょっと後で、お聞かせ頂きたい。系統の金融か何かと思ひますけども、それともどこか後で教えて下さい。

それとですね、分かりました今の町長の方から色々な説明を受けた訳でございますが、それと沼田町の農家の負債状態をこれからどういうふうにして、対策をしていこうかなという事で非常に皆さん方迷っているだろうと思うし、どっから手を付けたらいいのかという感じをしていると思うんですけども、この町の中で農家の負債対策を減らしていくためにはどうしたらいいかと言ったら、まずてっとり早いのはその組織団体の改革をしていく事がどうなのか、それについては、極端な私申し上げ方で申し訳ないんですけども、今現在沼田町の土地改良区が今回の補正で7,000万から8,000万近いお金が、それぞれ助成をされます。そして、町がここまでするのに土地改良区が、何もしないという訳にはいかなという事で、賦課金の700円カットをしております。700円カットすると、約2,000万位の金がおそらくカットされていると思います。そうするとカットされるという事は、農家にプラスされる訳ですから、そんなような事で大体1億以上のお金が農業関係の方に行く訳ですから、そういう事であれば中で一生懸命にやっても同じもので研究されても、中々減額というのは難しいだろうと思う。そこで土地改良区の職員さんが、農業団体で一生懸命やっております。そして町のお陰で、国なり道の仕事を基盤整備事業が大体100%近く完了されているかと思えます。そこで、これから土地改良区のお仕事は何をされるのかという事になりますと、災害でもあればこれは別ですけども、そうでなければ水の管理と機械。いろんな用水関係の施設の管理。これが中心になる訳でございます。そうすると、今まで水田の事業をやってきた大型化にやってきた事業は全て終わったのですから、これにこれから金を掛けるという事はそう無いと思います。ですから、今沼田町の農業団体の中の組織をひとつ行政的に吸収することによって、土地改良区も職員さん結構おりますけれども、この職員さんにも億の年間賃金だと思います。そうなってくると、町がこうやって7,000万、改良区が反当700円落としたお陰で、1億か1億ちょっとになったと、それが土地改良区が役場に吸収することによって、人の団体を吸収とか言ったら怒られますけれども、そういうような事をする事によって、年間やはり1億以上のお金が農家に負担がからなくなる訳ですから、そういうものの考え方も私は、農業団体の組織団体長さん方にお集まりを頂いて、やはり土地改良区の理事長さん方とも参事とも十分協議をした上で、そういう方向性も考えていく事が私は必要だろうという感じを致しております。職員も今かなりおりますけれども、お嫁に行ったとか、定年退職この1、2年でされるかと思えますけれども、そういう減った時点で吸収というような事も私は考えていく必要があるのではないかなという考えをします。これを即、人の団体にどうのこうのと町長さん首を突っ込

む訳にはいきませんが、これは農業組織団体の人方とか町の団体長さんが集まった中で、協議されると私は沼田町の農家のためにプラスになるだろうという感じを致しております。3つ申し上げまして、これ以上は申し上げられませんし11時40分になりますので、今、私の問題の金融系統、金融箇所をご説明をして頂きたいという事と、今の問題についても出来たら今後、協議をされるか今後そういった問題に進んで行きたいという事が出来るようであれば、お伺いしたい。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）改良区の関係につきましては、ご意見としてお伺いをさせていただきます。現状の中で、どうこうという論評は避けさせて頂きたいと思います。系統の今、利子補給の関係につきましては、おそらく信連の系統からのあれだと思いますけれど、私もちょっと今資料がありませんので農協の方に確認をして、補正予算の中でも説明をさせて頂きます。

○議長（吉田好宏議長）それでは以上で、休憩を致します。

11時40分 休憩

13時10分 再会

（岩寺監査委員、久保議員 欠席）

○議長（吉田好宏議長）それでは再会を致します。引き続き、一般質問を致します。7番、橋場議員。農業問題、1のイ、ロについて質問してください。

○7番（橋場 守議員）7番。農業問題については、私専門家ではありませんから、地域のいろんな、それから政策上での詳しい事はわかりませんが、ただその国で国民が食べる物はその国で生産しなければ賄わなければ、独立国としての資格がないのではないかな。こういう事だけは分かっている訳であります。ここに外米輸入が始まってから今年の自主流通米の価格は、大体5年前から約5,000円下がったと言われています。これじゃあ5,000円も下がりましたら、とてもじゃないけれども借金を返すところにはいかないのではないかな、そういうふうに私は思っているんです。それで、今ここに前の方に座っている説明員の方々はまだ、係長かそれ以下の時代にですね私はここで議会の中で言ったことがあるんですよ。それは、1960年代か、70年代のアメリカ国防省の秘密文書があったんです。そのアメリカの秘密文書は、何年か経ったら図書館に公開するんです。それを私達の党の人達が調査をしまして、その中から見つけた文書は、アメリカの国防省の秘密文書なんですよ、将来世

界的な食糧不足が必ず到来する。その時に、アメリカは今食料をどんどん増産しておいて、世界中で食料不足になった時に、よその国の、生殺与奪の権を一手に握る事が出来るんだという秘密文書があったんです。今、我々が米をはじめ色んな農産物を輸入していますけれども、決して輸出国は日本の国を助けようと思って輸出している訳ではないですね。儲けるために輸出している訳ですから、そういう事をしっかり考えて私は、農業問題を見る必要があるのではないかなと思っています。今朝の、NHKテレビでやってましたけども、大豆は97%アメリカから輸入しているというんです。穀物自給率42%位ですから、1億2千万人の内の、7,000万人の人は外国のものを否応無しに食べなきゃならないという状況ですよ。そうすると、アメリカから輸入される外国から輸入されるいろんな穀物類。船で運んできますから収穫した後に、船の中で蒸れたり或は、虫が付かないように色んな薬剤処理をしてきます。そういうものを、否応無しに食べなきゃならないというように置かれているんですよ。そういう状態を考えると、農業問題というのはまさに消費者の問題でもある。日本国民が本当に生きていけるかどうかという大事な問題だなと、私達はそう捕らえている訳であります。5,000円も下がったんですから、これはやっていけないというのが明らかなんですが、今回の国会です、日本共産党の参議院議員、タチキ参議院議員がこの農業問題で代表質問しているんですよ。その中には農業予算のあり方を抜本的に組み直すことです。日本の場合の農業予算の約半分が無駄な農道空港、干拓事業、減反させながら米を作ると言って海を埋めてしまうような事業ですね、減反の憂き目に会う圃場整備など、ゼネコンだけを潤わす土木事業につぎ込まれています。農業を続け光景者を育てる上でも不可欠な所得補償、価格補償には1割も使われていない。私はこのところに、やはり農家の人もしっかり目を向けて国に要求する事は必要じゃないかと思うんです。続けまして、EU諸国等は農業関係予算の5割から7割が所得、価格補償対策にまわされ、農業の向上と食料の維持を実現しています。こうやって国会で言っているんですから、嘘ではないんですね。それと比較すると日本の逆立ちぶりは明瞭です。農業予算の枠はこのままでも、中身を今の枠の中でも、中身を組みかえればいくらでも農家の人達の生産補償を所得補償、価格補償出来るんだという事を質問しています。今度のWTOの会議の中で、これまでアメリカが独善的に会議をやってきたわけなんです、ああいうサミットがあるときに、必ず政府の代表だけではなくて、非政府、政府に関係無い自主的な団体が集まって、やはりサミットやるんです。その中で、1996年では各国の食料主権を主張した。食料と農業あらゆる面で、家族農業に有利になるような方向付けに直さなければならない

と言って、規模拡大を要求していないんです。小さな農家、規模が少なくても農業を続けたいと言う人全てに規模を拡大する、その人だけは今まではいろんな経済援助があったんです。そうではなくて、農業を続けたいという人であればどんな小さな農家にでもきちっと援助するという事が必要だと宣言している訳です。私はそういうふうにして、国の方向を変えなければ、町でやれる事をどんどんやってもらう事は結構ですけども、そこだけでは出来ないし、まあ町村会で今やり始めていると言いましたけれど、こういう事をしっかりと踏まえないと、国に対する要求が力にならないのではないのかなと思っているんですが、町長如何でしょうか。

それから口ですけど、前に9月議会でもこの問題を話したら、課長か、違うような答弁を受けたような感じがしたんですが、豊作の部分、計画を100%超えた部分を餌米として投売りさせるという事なんです。どんな事かと言ったら、これは課長に確認したいんですけど、古古米を例えば100%超えた部分の量ですね、同じ量を政府から古古米を15,000円で売ったものを13,000円で買わされる訳ですね。買い取らなきゃならない。だから、豊作になった分の農家の人達はその部分はたった2,000円しか残らないで、13,000円はもらえないで2,000円しかもらえないのだと、こういう中身だというんですね。と、私は聞いているんです。もし、こんな中身だとしたら2,000円残るんだけれども、その餌米として売るための運賃は全部農家持ちなんだそうです。だいたいそれが1,000円かかるだろうという事で、農家に豊作になった部分の米は60和1俵当り、たった1,000円しか入ってこない仕組みだというんですよ。これなら生産意欲も何も~~~~~ないと思うんです。しかも、そういう事をしながら外国の米は輸入しっぱなしだと、こういう状況なんです。こんな事許してならないと思うんですが、町長如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）農業振興課長。

○農業振興課長（矢野潔課長）それでは2点のご質問でありますけども、私の段階では中々あの、適切に答えられない部分がありまして後ほど町長から、御答弁頂けると思いますが、1点目の米価格が5,000円も下がって、急激な米価の下落と、通常の農業経営が出来ないのではないだろうか、或はそれに合わせて輸入制限、そういった発動或は、価格の面での補償、そういう内容のご質問でございますけども、初めに自国自給という事でお話がありましたけども、そういう事が可能であれば全ての穀物において可能であれば、これに越した事はないのかな、不足の部分、米については余りながらも輸入という事ではありますけども、他の麦、或は大豆を始めとして国内では十分自給できない、出来得ないという

中で止むなしの輸入と、そういう面も一面あるのかなと理解をさしてもらっておりますけれども、合わせて農業予算の関係で、今の農業予算を組替えて見直しをすべきでないだろうか。農道空港等のゼネコン保護といいますか、支援といいますか、そういった予算ではないだろうかというお話もございましたけれども、そういう面については考え方が基本的に違うのか、私はそう解釈していない訳でありますけれどもパワーアップ事業なり、直接の基盤整備なるもの。これは当然必要にして、その事業を導入していますので、そのような有効な農業制度。これも地域、受益者の皆さんはこの際、大区画に或は、暗渠排水整備だと、こんな事で大変な時期でありますけれども、そういった事業を積極的に取り入れて活用されている。そういった面を考えますと、有効に農業予算が沼田にとっても消化されているのではないだろうか、或はまた今後もそういった農業関係予算については有効に導入を図って活用していくべきと考えておりますし、又、所得の補償さらに価格の補償こういう面でも過去には確かに政策が施されていない。そう表現するに値する場面もあったようには感じますけれども、この最近で今回の質問の中心課題となります、水田を中心とした政策でありますけれども、これについてはやはり農業の所得、国は食料を農業農村の中で自給率の向上を裏に目標を持っておりますけれども、そういう中にも直接受益者にとっては農業者にとっては所得の補償政策とも解釈も出来ますし、或はまた低額ではありますけれども、中山間の所得補償。これらについても、末端の農家の所得補償なるものの政策ではなかろうかと、そういうふうに解釈をさして頂いております。当然不足だと思いますけれども、後ほど又、町長の方からご答弁を頂ければと思います。

二つ目の古米、餌米の関係でありますけれども、これにつきましてはご承知のように最近米の消費動向、これはかなり減量といいますか減少傾向にある訳であります。また今年は、中間で豊作になると大豊作だという情報の中で、10年産の米の抱えている分、更に追い討ちをかけて11年が豊作でありますので、そういった事から市場は敏感に反応されまして、10年も11年もですね、米価格が低下をする或は販売不審に陥ると、こういう生産者共々、そういう懸念があった訳であります。これに基づいて国はいち早く、米の緊急自給安定対策。こういったものを講じる事に決定をした訳でありまして、このように実施をされている訳であります。この自給安定対策の中で、当初は70万tを処理をするという予定でありましたが、8月の作況指数で全国的に103という豊作の指数が公表されまして、その後10月に下方修正をされまして101になった訳であります。その時に、当初の70万から57万tに処理量を変更した経過がございます。いずれも、この豊作は、

生産オーバーを主食用以外に処理確保して、生産調整の規模拡大を回避をする。これが最大の目的でもありまして、その生産オーバー分を主食以外に処理する方針を決定して導入された訳であります。ご指摘のようにこの処理の方法に問題があるというご質問かなと思いますけれども、まあ結果的にその17万tの根拠でありますけれども、前段申し上げました、米の消費では当初955万t位、これが年間消費をされるだろう。そういうふうに見込んでおりましたけれども、景気の他の要因から930万tに国内消費需用量だろうと20数万tほど下げられた訳であります。そういう中に、当初11年産の米の生産計画量、これが895万tこれが結果的には、作況指数の中では912万tという事で、17万tが生産オーバーと、（橋場：そういう量ではなくて、100%超えた分は餌米にするんだという）はい、そこでですね前段の〜〜〜で申し訳〜〜けれども、そういう過程からですね、17万tを処理する事になった訳でありますけれども、他に自給安定策としてはですね、国の方では政府米の30万tの完売を凍結をさせるとか、それから一部ですね備蓄米にまわすとか、そういう中に更に17万tをそういった処理をしなければならない。全体で、57万tの自給調整を行われたと、問題の17万tを投売り、どうしたのかという問題でありますけれども、これは17万tの処理の方策でありますけれども、ちょっと字句表現的にこんな事になっております。生産者団体の、主体的な取組みが円滑に行われるように政府助成を行う事としている。この解釈からは、確認はしていませんけれども、当然生産者の全責任生産オーバーについては自己責任、そういう事ではなくて生産者が団体が主体的に取り組んだ中にも政府が一定の助成を行う。こういう約束にもなっておりますし、状況はそうに聞いておりますので一方的な生産者の全てかぶりといいますか、負担といいますか、そういう中で処理されたものではないと、いわゆる合意の中で処理されているのかなと解釈をしております。そういう点で、ご理解頂けると思います。

（13時24分 大沼議員 退室）

○議長（吉田好宏議長） 7番。

○7番（橋場 守議員） 水田農業の活性化という事で、新しい政策が出た訳なんです。その中で、投売りのやつは全国組織である農民運動連絡協議会という農民連という団体があるんですけれども、この団体は政府、農林省とちゃんと交渉している団体なんです。その中ではっきり、国からはそんな金が出るんじゃないくて全農或はホクレンが、ようするに100%とれた分をその量だけ古古米を13,000円で買うことになっているんですよ。と、きちっと言っています。それで、豊作の部分の米は、農家に残るのは2,000円しかない。しかも、

餌米として売っていくには自分達で運んで行って売らなきゃならない。それには運賃1,000円位かかるだろうという事で、1俵1,000円位しか残らないだろうと文書できちっと発表しているんですよ。赤旗の主張にも、こう言っています。餌米というのは60和1俵、600円から1,200円だと。それに、売らなきゃならない。今、課長が言ったようにこれは農家の責任で、余剰米が出ないように価格を維持するために決まったものしか市場に出さないという事らしいんです。価格を維持するために。ところが、そうやってきたけれども、今まで1年足りとも減反の量が増えた事があるのだろうか。ないと思うんですよ。どんどん減反を増やしてきたけれども、この5年間米価は下がりっぱなし、5年間どころじゃない、ずっと前からですね。今、今年の米価は23年前の生産者米価ですか、そんなふうにどんどん下がってきているんですよ。国は価格を維持するために減反をしなさいと押し付けた訳です。農家の人達はそのために、そのためにと言って沼田なんか本当に真面目に減反してきているのではないかと思います。けれども、価格は下がっているんですよ。根本問題は、何故下がるのかという価格や流通を市場原理に任せたというところに問題があると思うのです。やはり、これを国の方策として変えて、国が食料の確保に責任を持つという事に方向転換させなかったら、町長一生懸命頑張ってくれてるけれども、限界があると思うんですよ。そういうふうに、思いませんかという事を聞いているんです。そしてこの餌米については、色々と数字の事を並べて頂いたけれども、はっきり方策の部分は1俵13000円で古古米で代替として買い取らなければならないという事らしいんです。残るのは2,000円。農家に残るのは2,000円だと、こういう事だという事をはっきり農民連では新聞にも出したんです。だからそれはちょっと、農民連の人達は農水省とがっちり交渉していますから、これはとんでもないと言って。それではっきり書いて、これは赤旗の主張にもそういうふうに書いてあるんです。そして、その代替として水田農業の活性化という事で、代替として小麦や大豆の転作奨励金を高くすると、最高7万なんぼだか、さっき向こうから答弁あったように全然北海道ではやれないような、1番高い奨励金をもらう為にはとても沼田では出来ないという額で、それがどんどん条件によって減らされていく。ここに書いているのは、しかもその奨励金をやると米の収入を上回るという事になっているらしいんです。ところが、その米を上回るその米の価格がやっていけない値段です。輸入自由化する前から見て5,000円も下がっている。この、農家が米を作ってやっていけないという価格をちょっと上回ったって、これは農業を救うような状況にならないんです。やはり、そういう小さな農家でも、大豆を作る、麦を作るといったらそういうものが価格補償出来るよう

な、生産費と所得を賄うだけの国がやはりきちっと手立てをするのが、独立国のやる事ではないかと思っているんです。課長になんば言ってもあれなんだけれど。こういう感覚で、農家の人達も町長も頑張らなきゃ駄目でないのかなという事を、私は聞いているんですがどうでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）非常にむずかしい問題ですから、あまり私的な考え方を述べても誤解を招いても困りますけど、やはり自由経済の中で日本の国としてもそういう方向で、市場原理を導入したんだろうと思いますけども、私は橋場議員さんの言われるように今の現状の中では大変な農家の状況だと思うんです。ですからやはりこれは国に対して私ども国民の一人一人が声を上げて施策の変更を、変換といいますかそういうことをそれだけ厳しい状況であれば訴えていかなければならないだろうと思うのです。町にも限界がある。まさにそのとおりで、今回も7,200万それから4,000万ちょっとの利子補給を考えましたけれども、それが何時までやれるかというと限度もありますし、町としてもやはり基幹の産業である農業を守ると同時に、国の食料というのは独立国としては大変な事だろうと思うのです。その辺は、そういう観点で管内の北空知の首長もほぼ、同じような考え方でなんとか運動を展開しなければならないという思いになっておりますので、そういう方向で私も〜〜〜させて頂きたいと思っておりますけれども、向こうのEUの考え方なんかもお聞きしますと、これは直接聞いた訳ではありませんから十分理解はしてませんけれども、EUの市場なんかでも所得補償はないと言いながら、そうとう国で農家を守るための補償をやっているんですね、お話をききますと。そういう観点からいきますと、日本はどうも外交上の問題があるんでしょうけども、どうも押されっぱなしと言いますか、日本の国民の利益にならないような事が余りにも導入されるという事が見受けられる点が、農業なんかを中心になんないのかなという気がしております。もう少し勉強させて頂きまして、国或は道に対して町村会を通じながらも、小さな町の首長としてこういう考え方だという事も、やはり伝える必要があるんだろうと思っておりますので、そんな努力もさせて頂きたいと思っております。いずれに致しましても農家自身は、現状では出来ないと言いながらもやはりそういう状況にあるものですから、なんとかその特作をやったり色んな工夫をして今営農を続けようとしている所でございますから、そういう支援をしながら農家の皆さんと共に政策の転換をするような方向で、持っていきたいなという思いでおります。

それから、お話ありました豊作による餌米の関係ですけれども、私も農業新聞で見た程度

しか知識がありませんけども、中ではやはり価格を維持するために全農なりそういう所がその分を引き取って、ようするにさばく、餌米にするという事の仕事をなされてまして、それに対してさっき課長が申しあげましたように、政府の支援をもらわなければそれをまるまる被ってしまうという要請をしているという話の新聞記事を拝見させて頂きました。これについても大変なことだろうと思いますので、できれば橋場議員さんがここに書かれているように、世界の中には食料に困っている所がある訳ですから、そういうものを国際援助のひとつとして活用するのが〜〜なのかな、そんなふうに私個人は思うんですが、色々外交上のルールの事があるかと思いますが、その辺は国のそういう事に触れる事になりますから、あまり言えませんが、私個人としては、個人といいますか管内の首長もそんなような考え方が圧倒的に多くて、やはり米が余っているんなら援助米に使ってそれで国際貢献したらいいのではないかという意見もかなりありますので、その辺は声にしながら、支障があって出来ないのか、その辺も十分これから勉強させて頂ければなと思っております。

○議長（吉田好宏議長） 7 番。

○7 番（橋場 守議員） 次に移りますけども、先だって私達、農民連と一緒にしまして江部乙で中・北空知の農業危機突破大会みたいのを開いたんです。それで、その案内を農協にお願いをしたら、農家全戸に初めてですけど F A X 流してくれたんです。全戸にこういう国の施策に対する反対の声をあげるというか、米を食料を守るという事で集会を開いたんです。沼田町にも直接申し入れをしまして、沼田町からは職員 2 名を派遣して頂いたようです。ところが残念ながら、農家の人は殆ど来ませんでした。まあ、諦めがあるんでしょうか、やってもしょうがないというのかも知れませんが、私はそうではないなと思っています。

次に移りますけれども、意識の問題として、ひとつ町長中小企業の問題に入る訳ですが、農村にこの大変な状況の中で、沼田町としては町としては相当思い切った援助をする訳なんです。しかし、その人達には是非沼田町の皆さんは沼田町の商店街で物を買ってくださいというアピールもひとつして頂きたいなと思っています。それでイに移りますが、沼田精機の合理化解雇に対してどのような対策を取られたのか、ちょっとお聞かせ頂きたいんです。沼田精機というのは 2 度目の人員整理をやりました。私達は、やはり沼田精機が製品を納めている所に対して、もっとその製品を納めてもらえないのかという事も、町が企業誘致して誘致した企業でありますから、そこまでも応援してやらなければならないのでは

ないかなと思うんですが、そういう事をやられたかどうか。それと現状どういうふうになったか、実は私相談を受けまして聞きましたところ、会社はずるいんだという話なんです。解雇はするけれども、今までの給料ではなくて臨時の賃金で残務整理をしてくれないかという話があって、橋場さんこれやって失業保険もらえなくなったり罰金取られたりしないのかいという相談を受けました。それで、安定所の主任さんの所に行ってお話したら、残務整理で会社の方から残務整理で来たと、その2ヶ月くらいの間に何日か出て残務整理するならこれは出た日をちゃんと届けをだしてもらえれば良いです。だけど、その人達が180日もらう間、6カ月間の間びっちり残務整理として来るんだったら、それは安定所としては仕事があるのに解雇していると、便宜を使っているというしか見ようがないので困るのだという話なのです。それから、失業保険が切れたすぐ後採用したら、安定所に届を出さなきゃなりませんから、そういう事になれば会社はその人の賃金を下げるとか、仕事はあるんだけれども賃金下げのためのやり方としてやったとしか見れなくなる。首切る理由がなくなるということで判断しなければならいという話なんです。ですから、中身がそうであるとすれば、やはり町としてその言ってみれば元請ですかね、発注者側にもっと買ってもらえないかとか、そういう辺りもひとつ調査して支援する必要があるんでないかと思うんですけどどういふものでしょうか。

次にですね、これもまた口を言うと、農業問題と同じ事になるんですが、やはり私が色々と社会福祉の問題や何か言いますと、農業についても俺達商人どうなるんだというふうに不満の言葉を言う人がいるんですが、私はやはり商売やっている人達もきちんと自分の権利を国や問屋に言う必要があると思うんです。前に9月の時は、町長勉強しておきますと言いましたけれども、ここに書きましたように、中小企業対策費というのは1,923億円で、全国に中小企業というのは600数十万軒にのぼる中小企業が経営をしているんだそうです。今度、中小企業基本法だかを改正したと向こうは言っているんですけど、農業と同じように規模を拡大した農家だとか大規模農家を救うような政策と同じように、中小企業基本法の改悪なんですよ、私達から考えたら、ベンチャー企業だとか中小企業の600数十万軒にある中の本当に1%位の企業が大きく支援をうけるような、そういう法改正をやったそうなんです。ですから私は、商人の方たちもやはりこの事をきちっと見て、国に要求する必要があるんでないかと思うんです。これ、長銀という1銀行の不良債権処理に継ぎこんだ金は4兆5千億円だという事を、これは国会で不破委員長が質問した中身なんです。この長銀という1銀行の不良債権処理に継ぎこんだ4兆5千億円の僅か23分の1が、600数十万

経営者の中小企業に対する１年間の予算なんです。これじゃ中小企業それから商店が、やっていけなくなるのは当たり前だと思うんです。私達の本共産党は、早くから大型店舗の店舗法の改悪を規制緩和という事でずっと反対してきました。砂川の市会議員に対して商店街の人が、あんた方が言ってた時一緒になって運動していればよかったと今になって言っているんですよ。もう本当に、大店舗が規制緩和されてきてどんどん出てきて、私出るだけ沼田の中で自分の、本当に年をとった相当高齢になった二人の家庭ですから、買う物も食料品以外の物はそんなにありません。でも出来るだけ、沼田で買おうと思っています。たまたま旭川の方に用事があったついでに、お土産に買うもの位はすこし安いものと思って、ウエスタンに寄るんですよ。寄ってみたんです。そしたら、そのあいている日に、手押し車２段になったやつに、荷物が落ちそうなくらいみんな買っていくんです。で、車に積んで行くんです。これじゃとてもじゃないけども、既存の小商店なんか潰れるなと思いました。そういう規制をしなかったために、その規制を国に要求しなかったために今、ここの商店の人達も大変な状況になっていると思うんです。ですから、私達沼田の町民は、これまでやはり沼田の商店というのは沼田町の発展のために、衣・食を提供してすごく貢献している訳ですね。その人達からやはり、物を買うという事は、大事な事だと思うけども、そればかりでは出来ないんで国がもっとそういう中小企業や小商店に対して支援をするという、そういう政治を要求していく必要があるんでないかと思うんです。これまで、ずっと長い事問屋さんから酒を入れていた、その人達にはいってみれば自分の仕入れる価格よりもおそらく安く売っている所があるんじゃないかと思うんですよ。魚やなんかウエスタンに行って、肉やなんかそこから買って、市場から買うよりもそこから買って売った方がいいというような状況だということだから。これなら、本当に大変だなと思います。そういう意味では、町もやはり農業に支援したように商工者の人達にもやはり大きな支援をする必要があると考えているんですがどうでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）地域振興課長。

○地域振興課長（藤間武課長）今２点のご質問ですけども、まず最初に沼田精機の問題それから、口の中小企業の問題。私の方から答えさせていただきますが、後ほど町長の方からも答弁を頂ければと思います。

最初に沼田精機の合理化、解雇でどのような状況でどのような対策をとったかというご質問でございますけども、沼田精機従業員の解雇につきましては、当初９月の初旬から中旬にかけてだと思いますが、その話を直接会社からではなく、町のある人の話から私の方

に聞きまして、会社に問い合わせた事があります。その時点で、精機側の話では生産の受注が非常に落ち込んだという状況になっていると、このまま受注が落ち込んでいくと、会社の存続についても非常に危ぶまれるので、一時的に従業員の解雇をするという話がありました。この時点で、全員解雇という話が会社のほうから私のほうは聞いてございます。この時点で、従業員の方が20名男性の従業員の方が5名、女性の方が15名で20名という事で、一時解雇をするという事で確認を致しました。ただ、町の方と致しましても、このまま全員解雇という事が、もしあったとして、大変な状況ですから、就職の斡旋など町の出来る範囲で支援をして行きたいので、そういう事があれば申し出てほしいという事で伝えてありまして、今現在の時点でもまだ、今の状況では5名の方がまだ従業員として残っておられて、15名の方が解雇されたようでございますけれども、まだこういう事で支援をしてほしいという話は会社側から、まだまいっておりません。事実上、どのくらいの月産といいますか販売額が落ち込んだのかという話も具体的に聞いたんですけども、最盛期といいますか、良い時点では月額約1,200万位あったようでございますが、現況では、500万前後ということで半分以下の状況になっているというお話でございました。この段階で、10月の30日に正式に解雇という形になったようでございますけれども、その後、会社側でも何か色々新しい製品開発という事で努力をされているようございまして、これに関して新しい製品開発に関して、資金面で援助できる制度がないかという事の間合せもございまして、これにつきましても今、具体的に支庁の方に道の新しい製品開発による支援策があるものですから、支庁の方に一緒に行きまして検討して頂いている状況でございます。これにつきまして、今の農業用水のミトロの自動といいますか、自動制御みたいな形で水回りをしないでも自動的に温度を感知したりして、ミトロを調整するというような製品を開発しようとしているようでございますけれども、これらも支庁の方としては色んな制度上検討して、できれば該当させたいという事で、今さかんに検討頂いている所でございます。これらが、また製品化されて受注がどんどん伸びていくような事であれば、また工場としても会社としても景気が上向くのかなというふうに思っております。ただ、橋場議員の言われる今までの製品の受注の親元といいますか、発注親元に製品を買えというような行動としては、町の方としてはまだとっておりませんけれども、今後そういう解雇された従業員の方の、再就職の支援活動といいますか、これは労働担当している課ともタイアップしながら、続けてまいりたいというふうに考えてございます。

ロの問題でございますけれども、まさに中小企業の方がそれぞれ大企業を支えていると

いう企業の構造からいいますと、大企業がありその下に、その下請けの中小企業があり、まだ更にその下に、小さい企業の方、商工業の方がおられるというような企業構造が日本の国を支えているんだろーと思いますけれども、その中で中小企業が国の支援なんかですすね銀行当りに税金を投入して何兆円も投入して、銀行自体の責任において支払わなければならない部分を税で賄っている状況もございます。これは私一個人の考え方として聞いていただければ有難いんですが、その中で中小企業対策を国がやはり強化して、日本の経済が上向いていくという事を沼田町としても望むところでございまして、これらにつきましては、また理事者をお願いをしながら町村会を通じて国に働きかけて行っていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（橋場 守議員）はい、次いきます。福祉政策の問題について、グループホームの建設を予定した時期には、軽度の痴呆症の方を来てもらって、集団生活をしてもらう中で、もう一度復帰してもらう、社会復帰してもらうというのはご幣ありますけども、してもらうというそういう中身で建設するというふうに聞いていたんですが、それが介護保険が始まると実際にはそういう施設に入所出来るのは、要介護3、4、5という事になれば、最初に考えていたような人達は実際には利用出来なくなるという、そういう事にはならないのかどうか、この辺りをちょっとお聞かせ頂きたいと思います。

それから、ロ、ですが、介護保険利用料の低所得者に対する減免について、どこまで進んでいるか4月に始まるんで、3月の議会で提案しなければならないんですけども、とりあえずは半年と1年という問題ありますけども、一番困るのは介護から外された自立の認定された人達なんですよ、この人達に対して一応はまあ保険料をみんなが取られるという事になれば、一応その収入によって保険料ももらわなければならないだろうし、それから利用料も一応取らないとその要介護になった人達の整合性がちょっと中々難しいんですよ。それら辺りをどれくらい進められているか、ちょっとお聞かせ頂きたいと思うのです。実は、国会で党首討論がありましたね、新聞というのは非常に危険な中身を持っているなと思ったんですが、いろいろと国の方としては半年は保険料は取らない、そして1年間は半分だという見直しをしたので、内の不破委員長が我々が、国民がみんな大変だと、こんな保険あって介護無しのような状況じゃ困るという世論が大きくなったから、彼達も見直しせざるを得なくなって、そういう見直しをした訳なんですよ。そこで、我が党の党首が、小渕総理大臣に貴方達は不備を認めて、半年・1年の見直しをしたんだろーと、その後い

ったいどうするんだ。つまり、1年半経ったら今の低所得の人達は所得が十分に上がるのか、そんな事にはならないですよ。単なる半年・1年だけではなくてその後どうするのかという施策があるのかという事で質問したんです。すると北海道新聞は、次の日こんなふうにその討論を評論して、首相の反論で見せ場という大きな見出しで、途中で書いて、不破委員長の問題については4行ばかり書いているんです。共産党の不破哲三委員長には、小渕総理がカッコして私も赤旗を読んでいるが、保険料なしでやっつけいるのかと逆襲したと、小渕総理が逆襲したと、ここしか書いていないんです。後は、これに対し前回気をてらったかのようにと別なことを書いてあるんです。これ見ると、小渕総理大臣が完全に、軍配小渕総理大臣の方に上がったようにしか見えないんですよ。ところが全く中身は違うんですね。不破委員長が、その討論の後に私は不意打ちにするような、そういう奇襲作戦のような質問はしないで、ちゃんと小渕総理が答えられるような内容をきちっと示して、先に通告しておいてやっていると言ったんです。そのいきさつが、こうあるんです。小渕総理は、私は共産党の赤旗も読まして頂きますが、今度やろうとした事について赤旗は半年なんてアッ言う間だという事をいわれているんですね、ようするに共産党は保険料を取らないでこの介護制度がやっつけいけるとお考えになっているのですか、そのところをお伺いしたいと言って反論があったんです。で、不破委員長は立って、貴方ね赤旗をもっときちっと読んでくれと、そんな事は書いていない。アッと言う間、半年・1年半というのはアッ言う間だというのは、共産党が言ったんでなくて、この制度見直しを見て、介護受けなきゃならない人が1年半なんてアッと言う間だと、その後どうしてくれるんだという事で言った事を書いてあるんです。こんな事を書いて道新では逆襲をしたと言って、軍配あげてしまったんです。そうすると、財源は無いんだなと一般の人は思ってしまうんです。ところが財源の仕組みも後からちゃんと言っているんですよ。そして総理大臣は最後に、もう少し医療費の問題をどうする〜〜ですかね、或は簡易保険の問題をどうするかとか、いろんな問題が入っていると思うんですけど、私自身も勿論説明をしなければならないと思いますけれども、是非これはもしそういう御懸念があるとすればこれからしっかりそれぞれの委員会におきましてお話をさせて頂きたいですね。明確にしていくという事になろうかと思います。と言って、全然答えを出していないんです。で、こういう事が新聞で軍配が小渕総理大臣に上がったようになると、やはりこれは低所得者に対する財源措置は出来ないんだなというふうに思われてしまうんですね。そういう意味で、新聞は大変な危険な中身をもっているな。マスコミはあるやり方によっては、危険な凶器になってしまうなとつ

くづく考えた訳であります、そこで住民税非課税という人達、これは5段階に保険料分けられますけども、3,500円になると0.5ですか。半分なんです。私、非課税の人達の国保料をちょっと調べてもらいました。これは国会で、志位さんも取上げたんですけど、国保料は年収98万円まで、98万円というのは所得税でもって最初に65万の経費として控除されていますから、33万円しか収入のない人は、7割軽減になるんですよ。7割軽減という事はどういう事になるかと、資産のない人で均等割りが年間33,000円。一人ですけどね。平等割りが39,000円。それで、72,000円なんです。その10分の3を本人が払うようになりますので、12ヵ月で割りますと、月33万円の非課税の人は国民健康保険料、月1,800円なんです。で、ここに書いたように、住民税非課税という人達はその世帯での収入では、憲法で保障された25条に定められた健康で文化的な最低生活を営む権利を失ってしまうという事から、税金は引かないという事になっているんです。この人達からまでも、健康保険でいうと1,800円しかないのに、もっと引かれてしまうという事になるんです。そういう事から考えましても、これは1,800円の国保料だって低所得の人は大変なんです。だからそういう意味ではきちっと、減免措置をする必要があると思っています。それらが、どのくらい進んでいるのかなという事でお聞きしたいと思います。

(14時01分 大沼議員 入室)

○議長（吉田好宏議長）健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田剛課長）まず最初に、1番目のグループホームの関係ですが、まずこれからお答えしたいと思っておりますが、最初橋場議員さん言われましたように建設当初といいますか、設置当初はあまりこのグループホームが先進地がないという事で、道内でも数少ない中での設置という事なので、当初軽い痴呆の人が最終的には高齢者が共同で生活できる場と、いろんな訓練をしたりして、最終的にまた家庭に帰るという事で発足しました。実際に今、現在のところ議員さん方をご存知かなと思いますけれども、6名が入所しています。たまたま以前から介護保険の、例の国の介護保険認定申請の関係ですが、例の厚生省が言っております85項目、これの関係には実際に身体的な関係の調査項目はたくさんあるんですが、精神的というか痴呆的なものはないという事で、正直言いまして介護認定の審査を受ける前に、現在なごみに入所している6名の方は、厚生省のワークシートでいきますと全員自立という判定が下りました。たまたま1名の方ぐらいが要支援かなという話をしておりました。実際に、グループホームなごみの関係は施設サービスでありませんので在宅サービスになりますが、この関係でいきますと基本的にはそういう痴呆の方は、

結局ここで預かりまして、また家庭に復帰という事で考えています。たまたま、グループホームに入所される方は、一応、要支援と認定された方はサービスを受けられませんという事なので、要介護度1以上の方という事で、たまたま今回10月1日から始まりました、要介護認定の申請に6名の方を出しました。たまたま国のワークシートでいきますとそういう結果になりましたけれど、最終的には主治医の意見書という事で添付されまして、最終的には6名の方全て要介護1以上という事で認定されましたので、現況のまま入所頂けるのかなと考えております。たまたまそこら辺で行くと、実際にこれからですね入所される方、実際9名定員でありますのでまだ3名入所されますので、その関係でいきますと、今言った国のワークシートでいきますと中々難しいんですけど、審査会にかかる主治医の意見書が十分反映されておりますので、そこらへんの関係でいきますと私ども担当係りとしてはですね、心配はないのかなと思っております。ただし、グループホームの関係の施設入所料という関係ですが、この関係でいきますと、介護保険にかかわっては正直言って国全体でもグループホームの数が少ないという関係で、支庁にですとか道に聞かしても、入所に係わる費用の関係はまだまだ不確定要素がありまして、実際に私が適当にはじいた数字を述べる事は差し控えたいと思っておりますが、実際には難しいので分かり次第ご報告したいと思っております。

それから2番目の、介護保険の利用料の関係ですけど、一応橋場議員さんも言われましたし、半年保険料取らないとか、その後1年間は半額ですとか色々な話が出ております。実際に私どもは、これらの関係は厚生省ですとか道から連日、毎日のようにFAX入っておりますが、そういう関係でいきますとまだまだ不確定要素があるなど、ただし今言っている低所得者の利用負担をですね一応ホームヘルプサービスを受けている、特に低所得者、非課税世帯の方にですね一応今、現在のところ1割負担となっておりますが、一応3年間は、3%負担といってますので簡単にいいますと、平成12年、来年から14年までは3%ですと、おいおい17年の6年間の間に最終的には、国の考えとしては10%の1割負担に持っていきたいという考えを持っているそうです。ですから、たまたま実施に仮に単価、5,000円かかる人ですと、従来ですと1割負担ですから500円ですが、たまたま今はその3%となりますので、150円と。残りの350円はどうするのかというと、国が2分の1、道が残りの2分の1、町も残りの2分の1、4分の1ずつの負担となっておりますので、そういう事でご理解を頂きたいと、たまたま旭寿園の場合は、ちょっと特養の場合の関係は若干、算出方法が違いまして年金によってそれぞれの額がいろいろ、今の所7段階位になっているか

なと思ってます。その関係でいきますと、たまたま介護費用の10%に食費代を足さりますので、1例を挙げまして橋場さんが言われました、大体年金の実収入が24万円以下の方ですと、大体最高行っても食費代合わせましても月額8,300円ぐらいが最高かなと考えています。ですから、それ以下もありえるかなと考えています。ご理解頂きたいと思います。

それから、自立認定者に対する対策という事で、9月の時もお話ありましたかと思いますが、この関係は理事者とも相談しておりますが、最終決定はしておりません。ただし、町独自で生きがい型デイサービスという事で、この健康福祉総合センターふれあいを中心に、教育委員会ですとかいろんな関係機関とですねタイアップして、実施したいと考えております。それには、大体今の所は最終的に理事者と詰めておりませんけれど、だいたいデイサービスと同じように週1回位の利用できるような形をとりたいと、現在のところ考えております。実際には、介護保険に適合された方と、自立で生きがい型デイサービスに通う方の不公平が生じたら困りますので、やっぱり要支援もしくは要介護1から2の、差額分でだいたい今ですとだいたい、私ども事務方では、300円くらいかなと、それに食事を提供する場合には食事代も若干の応分の負担をしてもらおうかなと、これ最終的にはいろんな方法ありますが、一応そのことで考えています。たまたま、自立者に対しまして、色んな国の補助がだいたい30項目ぐらい来てます。その関係で、詳しくいろいろ課内で打ち合わせしたいので、道に聞きますと実際国に聞いてもまだ、分からない状態なので補助が付くのか付かないのか分からないという状態で、ただし12年4月1日からもう施行されますので、私どもは町長の考えどおり、老後が安心して住める町という事になって考えておりますので、出来るだけ自立者にも、それから介護保険に適応されなかった方も、沼田に住んでよかったなという施策にそれぞれ事務方でも計画をして、最終的には理事者とまとめましてまた議会に報告出さければなと思っております。以上です。

○議長（吉田好宏議長）7番。

○7番（橋場 守議員）一再ー あの、グループホームたとえば、認定されて要介護にならなかった人達は、実は低所得者の人で介護保険になれば、いま11万ですか、11万が3万位に下がるという事で入っている人もいるんだよね。そしたら、自立にされて人もなんとか入りたいと入ったら、国からの保険は使えない訳ですから、そうなるとういう人は現実的にはちょっと11万も払ったんじゃ入れないという事が、出てくるんじゃないかと思うんですよ。そういう人達に対する、対策はどういうふうにしたらどうなるのかなと思っているんですが、どういうふうになるんでしょうか。

それと、減免の問題これひとつ国に対して要求する必要があると思うんです。これは、現行制度でいきますと、介護保険が導入されて係わる費用の部分の、現行の部分で言うと、利用者というのは全体の、今3兆7,600億円らしいんです。その36%が利用者払っている。国は39%、自治体は25%それが、介護保険が導入されると利用者は49%に負担が増えるんですよ。国は39%負担してたやつが29%。10%も国の負担減ってしまうんです。自治体は25%から22%に減る。こんな状況になると言っています。けれど、介護保険では4兆3,000億円ですから、前よりは増える訳ですね、増えた分が利用者の方に負担になっていくという事なんですよ。私達、介護保険始まった時に、現在特別養護老人ホームに入っている人達で、安くなる人達がいるという事で喜んだんですよ。ところが、これは喜んで良い事ではないんですね、確かにその人達は安くなるからその部分ではいいです。ところが収入のない人達が、収入のある人達と同じようにぐっと上げられてしまうというとてもない矛盾があったんです。こういう点で、非常に初めの喜びは間違ってたなと単なる、単純な喜び方ではまずかったなと思いました。それで私は、国に要求してほしいという事は、後で出てきますけど公共事業に50兆、それから福祉に20兆という中で、公共事業の方は赤字国債でやっているんだから税金そんなにないと言っているんですけどね、17兆円は公共事業に使っているらしいんですよ。当年度の税金の中で、ですからその、今度利用者が負担する2兆1,100億円というのは、これは17兆円の14%くらい減らせば生まれてくるんですよ。だけど、全て只にするという事を私達は要求していませんし、この半分大体1兆3,500億円今まで負担していた分位は負担してもいいとして、それ以上の事はやはり国に負担させるという。いってみれば国は、50持ちなさい、自治体は25と、利用者は25という事にすれば、低所得者の方は相当減免措置を作る事が出来ると思うんです。それで、7段階に保険料と分けると言ったんですか、そうですね、沼田町の介護保険の、費用の1割は利用者が負担して、その残った9割の内の17%が1号被保険者で持てばいい訳であって、その配分は5段階と言っているけど、7段階でも10段階でもいいんです。払える人から多くもらって、払えない人からは取らないという方法も出来るという事なんで、その点をしっかりあれして、是非減免の措置も考えてほしいと思うんです。これ町長どうでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）1番目、グループホームの関係につきましては、先ほど課長が説明したとおりですね、痴呆の部分の判定が非常に今のワークシートでは難しいという所が

ありまして、これはおそらく医師の判定で現在のところ全員対象になっているといえますので、そういう状況の中では医師の意見で審査会をパスするだろうと思いますが、もし仮にそういうような状況の人で、どうしても在宅で見れないしかも、今の11万位の高いものになってしまうというような事があれば、また別途福祉施策の中で救済する方法を考えたいと思いますけれども、おそらくそういう事態にはならないと思うんですよ、今入っている方が全部、要介護になっていますので、おそらくそういう事態にはならないと思います。なったとしたら、そういう事も考えていかなきゃならないかなというふうに思います。

それから二つ目の、介護保険料の関係については課長の方からもありましたように、私どもも国に対して非常に、国の持ち方が少ないよという事は、町村会あげて言っております。それと、国保の二の舞には絶対するなと言っているんです。というのは国保も、発足当時は非常に国の手厚い保護のもとに簡易保険という名の元にやったんですけども、結局財政調整基金をどんどんどんどん減らしてきて、保険料が上がってきた。そういう事は絶対させないという事で、町村会も今回の場合はかなり強硬に言っていますので、そういう面では将来とも見直しをかけるという約束されておりますから、状況を見ながらまた、町村会を通じて町或は本人の負担の出来るだけ少ないような方向でいくように、要請をしていきたいというふうに思います。中にありました、その非課税世帯の減免措置につきましては、今の所全体がまだ見えないものですから、3月まで、どうしても4月スタートですから、3月の議会までにはどうしても出さなきゃなりませんので、私どももこの議会終わってから健康福祉課の説明を受けて、全体をどうするかを今決めようとしておりますので、決定する前に議会の各委員会を通じて、状況をお知らせしながら3月の定例会までには沼田の方向を皆さんにご提案を申し上げたいと思っておりますので、委員会のおりにいろいろなお意見もまた、聞かして頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）暫時休憩します。

（14時21分 休憩）

（14時38分 再会）

（吉田俊一議員 欠席）

○議長（吉田好宏議長）それでは再会します。7番、融雪溝問題4のイ、ロについて質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）ここに書いている通りなんで、口頭でお願いします。

○議長（吉田好宏議長）はい、建設課長。

○建設課長（野々宮宏課長）橋場議員の融雪溝問題２点について、お答え申し上げたいと思います。いろいろ申し上げたい事はあるんですが、基本的には沼田町方式の融雪溝は、エネルギーになる地下水の水と温度ですね、それから柵の設置間隔、或は降ります降雪量、それから地元で投げます投雪時間等から、沼田方式の融雪柵と融雪溝の方ですね、これともうひとつ水位を調節する視水板とで構造が検討されているところでございます。それで、橋場議員の貴重なご提案戴きましたけども、この図面の通り柵に下部の方に膨らみを持たせます事によりまして、中に沢山の量の雪が入れる事ができる、それからもうひとつは維持管理上、メンテナンスの面で中に入って色々な事をやるとすれば作業がしやすいというような事の利点がございます。一方ですね、ご提案戴いた断面図はすぐ車道の下に柵というような事になってございますけれども、計画ではどうか掘りといいますか、約地下１ｍ位の下にこういう柵が入るというものでございます。それで、そういう事を考え合わせますと、費用が複雑な分高くなります。それでご承知のように融雪柵は、コンクリート２次製品として工場で製造される事になりますから、メーカーではその製品がいかに関独自性があるかって利点が多いか、採算等検討して製品を造る訳ですけども、その造られるまでには過去の例をみますと相当な時間がかかるという事で、時間的に非常に難しい所もありますけども、町道の受け持つ路線だけやっても、いけない訳ですから冬トピア事業での導入が可能かどうか根強く国・道と調整を続けて行きたいと思っております。

それから柵上部の、蓋の関係の質問でございますけども、柵の上部の蓋は強度や開閉時の難易性といいますか、もっとも取り扱いが簡単なもので強度があるものが要求される訳ですけども、現時点では相当改良されておりますので、機械力を使って開閉をするという事は、余り心配しないでも良いのではないかという判断をしております。また、事業創設当事と変わりまして、大分利用される沿線に住んでおられる方も、高齢化が進んでおりますので、そういう点も含めまして軽量化に、取り扱いが簡単な物にという事で取組んでございます。また、今検討されておりますのは両開きとか、片開き、車の進行方向等を総合的に検討を加えて頂いているような状況でございます。

○議長（吉田好宏議長）７番。

○７番（橋場 守議員）一再一 この断面図はちょっと書類見ないでやっちゃったんですけど、これはずっと低くなるんですけど、位置はこの縁石の縁になるのか、それとも歩道側に入るのかそれはどうなんですか。

○建設課長（野々宮宏課長）位置につきましてはこのまま、どこか掘りが1 mほど下がるという事でご理解頂きたいと思います。

○7番（橋場 守議員）一再々ー それで私、ロで言っているのは、蓋が開けやすいとかそんな事ではないんです。ここであれば、あっそうかその上も全部雪とって行って、そっちあけちゃうのかな、そうだね縁石のどこまでだね。ああそうか、そういう乗っかる心配は無い訳だ。分かりました。分かったけど、今度ね道路からぱっと行った雪を、実施には自分の所の雪だけを入れて道路から持ってきた雪は、俺知らないという事になっていたら、今までどおり同じように、まあ自分の家の、前の除雪をするのには都合いいけれども、排雪しなきゃならない状況のこっていかないのか、その事ちょっと心配なんですよ。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（野々宮宏課長）その関係でありますけども、当町は名だたる豪雪地帯でありますので、異常きょうとうの場合は、いろんな対外的に対応が出てくるとしますので、この融雪溝施設が出来たとしても、異常気象の場合で大雪が来た時には、やはり機械力を導入したり、そういう事はあらかじめ話には出ておりますので、それなりの対応が出てくると思われます。

それともうひとつ、後段の住民へのサービスの関係…（橋場：それいい。これないからいいです。）そんなことでございます。

○議長（吉田好宏議長）7番。

○7番（橋場 守議員）一再々ー あの下の方に、こういう広いものを造るというのは、結局既製品を頼むとなるとコンクリート工場さんで、その型枠を作らなきゃならないんですよね、上下ね、おそらく逆さまにして上からこういう枡のものをつくらなきゃならない。それが、かかるんだと思うんですよ。それが沼田だけでなく、全道的に使うんだったら量産できるから、すぐ作れると思うんだけど、もし型枠が出来ないんなら、現場打ちをすると地元の人の作業も出来るんですけどね、現場打ちすると相当広い地域とらなきゃならないから、だから現場打ちという方法もあるんでね、それやると相当広い範囲でやらなきゃならないから出来ないのかなと思うんですけど、ひとつ考えてみてほしいと思います。

○議長（吉田好宏議長）それでは次に、緊急雇用問題5のイ、ロについて質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）今年度の事業について、家らの方で道から取った資料では、こういう農家台帳の電算化を申請しているようなんですよ、それで一体何か失業者を救済する

という事業からしたら本当に、500何万だったら、1日1万円の給料払ったら、何人しか使えないので大変なんだけども、失業している人を、例えば家庭にいる奥さんを雇うんじゃこれは雇用緊急対策の主旨に沿わなくなるんですよ。そういう辺りは、どういうふうに考えているのかちょっと。

それと、口をお願いします。

○議長（吉田好宏議長）住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤幸一課長）今年度の事業として、農家台帳の電算化を申請してございますが、これには一応失業者という限定はされておりましたが、2名の雇用を考えてございます。（橋場議員：2名。はいそれと、口の部分答えて下さい）

はい、2000年、2001年の予定はどうかという事でございますが、一応今の所、図書データーの電算化整理事業を計画してございまして、これは住民の学習意欲に迅速に応えるために新しく出来る、生涯学習総合センター内の蔵書12,000冊のデータベース化を図り、図書の検索を簡単に且つ、的確に行うことが出来るように環境整備をする事業でございます。これに対しては、一応雇用を3名と見込んでございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（橋場 守議員）一再ー これたった6ヶ月以上使ってはならないという事なんですよ。だからこれは、失業対策にも雇用対策にもなるかならないか分からないような内容ですけども、高校生の就職決まっていなくてたくさんいると思うんです。その人達の救済として、是非考えては如何なものかなと考えていますがどうでしょうか。

（14時49分 吉田俊一議員 入室）

○議長（吉田好宏議長）住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤幸一課長）実質的に、平成11年度の分につきましては、1月から3月までを予定してございまして、一応58日間で2名という考え方をとってございます。それと、12年度、13年度分につきましては、一応59日かける3人という形になるかと思いますが、これにつきましては今、支庁段階と再度協議している段階でございまして、最終的な事業が確定している訳ではないので御了承頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（橋場 守議員）一再々ー 6ヶ月どころか、59日だってひどい話で、もっとやっぱり、3人雇ってしまうと予算無くなってしまうんですか。それでなければ、やはり町から足しまして、やはり6ヶ月雇用を考えて、特に高校生の未就職者の人がいたら、就職

できるまでを考えてやるという事で、町の持ち出しもしてもやっていいのではないかと思うんですが、この点は町長答えないと駄目だと思うんですけど。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）この緊急雇用対策事業というのは、当初いろいろなメニューで出しているんですけど、非常に制限がありまして結果的にはこんなふうな格好になってしまったんです。もっと、広く使えるような制度であつたらいいなという思いでお願いしているんですが、こういう状況になっております。それで今、高校生のお話がありましたけれども、先日沼田高校の進路状況を教育委員会の方から頂きました資料を見ますと、就職の希望者これからの予定の部分も入れますとほぼ100%、沼高の場合はなりそうです。現在のところまだ、町の老人ホーム寮母さんの関係がまだ、確定しておりませんが、それがあれしますとほぼ、未就職者はいないという事になろうかと思いますので、地元の高校としての対応はそういう意味ではないかなと思います。で、一般から募集して雇用する格好になろうかと思います。

○議長（吉田好宏議長）7番。

○7番（橋場 守議員）次に移ります。これは緊急雇用対策は金額が少ないから、もっと金を多く出してもらうようにひとつ運動をして頂きたいと思います。

6番目なんですけれども、自民・自由・公明の3党による数を頼りにして目白押しに悪法が用意されているんです。今回、年金問題で実は承認を、お話をしてもらうという事の前に採決の日取りを決めてやってしまったというひどい暴挙をしました。それについて、野党が結束して、この採決は無効だという事と、がんばったのと同時に、国民の大きな世論によってこういうやり方は、今まで国会始まって以来だという事がありまして、衆議院の議長・副議長がこれは間違いだという事で、無効になったんです。そういう意味からいうと、悪法がどんどん作られようとしても国民の意思が本当に働けば、そういう悪法を阻止出来るんだと、ひとつの大きな証拠になったんです。そういう意味で、私達は農業問題でも中小企業の問題でも、やはり国民が主人公なんだと国の政治を動かせるのは我々なんだという立場をきちっと確立する必要があるんでないかと思うんです。私はちょっと、迷信という言葉の意味を広辞苑で調べましたら、めいまいな考えられる信仰という事で、道理に合わない言い伝えなど頑固に信ずる事。その判定の標準は常に、総体的で通常現代人の理性的判断から見て不合理と考えるものについて言う事になっているんです。そうすると、私達今の政治の中身を見ると、新しい迷信がどんどんどんどん作られてきているよう

に感じてならないんです。それで、例えば景気回復させるのにどうしても公共事業やらなきゃ駄目だ駄目だと言って、みんなそのつもりでいるんだけど、公共事業にどんどん赤字国債もつぎ込んでやっているけど景気ひとつも良くなりません。そうかと思ったら、バブルがはじけて銀行を救わなければ国の経済が駄目になるとか、それから食料の自由化を米の輸入自由化をやらなかったら国際社会から孤立してしまうと盛んに言われていたんです。それもみんな国民が信じ込まされてしまう事で、中々国の政治に対してものを言えないような状況になっていたんです。私はやはり、そういう新たに作られる迷信をひとつひとつ事実で照らして破っていく事が、これから国の政治を変えていくためには必要でないかなと思っています。福祉の問題にしても、農業問題にしても中小企業の問題にしても、我々が要求しようと言ったら、そんな事言ったって国だってお金ないだろうと、こういうふうな格好で、それが運動を弱めてしまう結果になっているんです。私はそれを破るために、今やられている例えば、高齢化社会が来るんだからそのための対策として、消費税をやらなきゃ駄目だ、ところが9月議会で言ったように消費税は40兆円も国に入っているけど、社会福祉は全然予算増えていない。そんな事が、きちっと見れば要求する事が出来ると思うので、町長そういう立場でこれから国に要求するべきではないかと思っています。ここで、軍事費の削減という事を書いていますけど、これは今までは軍備拡張というのは、ソ連が危ないと言ってやっていたんです。ところがソ連が潰れてしまったら、アメリカではどうやって軍事費維持するための口実を作ろうかと凄く学者連中考えたそうなんです。どうにも思い出せないで作ったのが、世界にはならず者国家がある。いつどこでそういうならず者国家が暴れるかもしれないから、それを押さえるためにアメリカは軍備をきちっと持っていなければならない。いつどこへ行っても勝てるような軍備を作らなければならないという理論を作ったんです。日本もそれに応じて、4・5年前に北朝鮮が非常に危険な国だと盛んに宣伝して、軍備拡張、有事立法までやられたんです。ところがその時に、韓国の金泳三大統領はどんな態度をとったかというと、何ドンだか飛んだときにアメリカは北朝鮮をたたく予定だったらしいんです。クリントン大統領は。で、韓国の金泳三大統領とクリントン大統領は二人でしか使えない電話をちゃんと持っていたんです。それは、最近月間中央という韓国の雑誌があるんですけど、これは今年の8月号なんです。その中に、金泳三前韓国大統領が、かいこうしているんですけど、その危険な時に金泳三大統領はクリントン大統領に電話しているんです。その中身は、「なんだと、そんな話があるか。私が大統領である限り、我々60万の軍隊は一人足りとも動かさない。

韓国を戦場にしてはならない、へたをすれば軍人・民間人合わせて南北で数百万人が死亡する。北韓が反撃するのは明らかで、そうなれば全国が攻撃を受ける事になる。」こうやって、私が大統領の間は絶対韓国との戦争はさせないと言っているんです。ところが日本では、韓国があぶない、韓国があぶないと言って軍備拡張の口実にしていたんです。だからよくよく見て調べてみれば、この韓国の大統領はアメリカは考えていた、自分達は死なないのだから戦争を始めるのだと言っているんです。このときに、何故こんな電話したかという、戦争をやる前に韓国にいる大使館員だとか、韓国駐留軍の家族を全部引き上げさせる事を計画したらしいんです。それを察知して、大統領にとんでもないと、我々は戦争絶対やらせないと言ったんですね。だけど日本だけが、韓国から攻められるとか、韓国が暴れると危ないという事で、軍備拡張していたんです。そういう事を分かれば、軍備拡張は必要ないんだという事が分かると思うんです。ですから、軍備縮小という事も要求できると思うんです。そんなふうに私は考えているんですが、町長大変だと思いますけども答弁を頂きたい。考え方を。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）おしゃられる事に全てお答えできるか分かりませんが、日本の国の中にあって、国民としてやはり自分達も知る権利もありますし、その義務もありますので、そういう情報を出来るだけ私どもも理解する努力をしなければなりませんし、そういう中で私どもが自分としてどうすべきかという判断を下せるような、日本人になりたいなという思いでおりますし、そうあるべきだと思います。その中で、国政は変わって行くのだと思います。橋場議員さん言われるように、今、国政の中で色んな問題も国民の意思のもとに、大きなうねりで変わる部分もかなり出てきておりますから、そういう意味では私ども一人ひとりが真剣に物事を考えて行動する事も、また大事な要素なのかなと思っております。国防ですとか、国の外交レベルの問題のお話もありますので、そういうのも私どもやはり、自分の日頃感じている事を国政の選挙の場面もある訳ですから、そういう所で自分の意思表示をし、自分の思う所の方を選んで国政の中に反映する、そんな事が大事かなと思います。町としてやらなきゃならない事については、町村会等を通じ或は、町長という立場の中で、そういう行動もしていかなければならないだろうと思いますが、いずれに致しましてもやはり町民の皆さんの事を考え、国民の皆さんがどう考えるかという、そういうものをじっくり見極めて、色んな行動が必要なのかなと感じております。答弁になったかどうか分かりませんが、そんな思いでおりますので宜しくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長） 7 番。

○7 番（橋場 守議員） 7 番に移りますけども、生涯学習センター問題なんですが、公民館が壊されて、それから福祉センターも別な利用されて、これまで非常にサークル活動に支障をきたしていると思うんですが、実はこれは教育委員会さんには申し訳ないんですけども、町民会館も日曜日は基本的には使わせないという格好で、借り出せないようになっているんです。私は、職員の問題あると思いますけれども、これだけ会場が狭まったんですから、土日も臨時職員配置してでも休みなしに使えるような状況にしなければならないと思うんです。確保してほしいんです。そういう保障については、どう考えられているか。公民館活動として、やってる活動では公民館を使っている限りでは料金は取られないで、無料で一応借りていました。公民館活動をやるのにはですね、月に何回で何人以上の人がいたら、そのサークルの育成のために教育委員会は資金を出してでも、助成をして講師を呼ぶなどに努めなきゃならない事になっているんです。勿論、会場については無料に使っていた訳ですから、そういう配慮をして会場を確保してほしいと思うんですけどどういふふうにお考えでしょうか。

それから設計も間もなく説明があるという話ですが、私は健康福祉センターが出来るまでは何も感じなかったんですが、出来てみましたら町民に広く開放されていないんです。夜は使えない、土日は使えない、ただ使っているその人の話聞いたら、それはその使う時に町の職員がいて、その職員が管理するから貸し出されたという格好で、一般の人が健康福祉の問題に該当する事で使おうとしても、貸してくれないです。それは、管理が出来ないからオープンですから、これは非常にいい事ですけども、物が無くなったり一応貸した人の責任は持たせることになるんだろうけど、やはり心配なんでしょう。それで貸すことが出来ないという状況があるんですよ、これで出来てしまったら立派なものだけでも、実際には町民が自由に、なんでも使えるという事ではないですよ、必要に応じて広く開放されていない状況なんです。それで、決算特別委員会の中では、早急に事務所側と本庁側とに扉、ガラガラとホテルやそういう所では売店を閉めるやつがありますね、かねのカーテンみたいなの、ああいうのを設置して、やはり開放するようにするべきでないかという意見が出たんですよ。そういう措置を是非とって頂かなければならないと思うんですが、どうでしょうか。

それから、生涯学習センターの建設の問題なんですけども、実は砂川市で22億位の工事をやったんです。それまでは、大手の業者に頼んだ方が安上がりで良い物が出来るとい

う事で、そういう入札でやっていたんですけど、市の業者の人達の仕事がないんだからという事で議会で相当やりまして、市内の建設業者や関係業者を全部集めて、分割して仕事をやってもらって全部市の業者でやったという事があるんですよ。そういう立場で、町内の業者だけでなんとか分割でも何でも、方法を協議して工事をやってはどうかと考えているんですが如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）地域振興課長。

○地域振興課長（藤間武課長）前段といたしますか、学習センターの問題の、学習センターが出来るまでの公民館のサークル活動等の保障といたしますか、場の確保という事になるんでしょうけども、これらにつきましては、13年度に今、生涯学習センターが完成予定で進めてございます。この間ちょっと教育委員会にも確認をさせて頂いたんですけども、今の段階では各サークルの方々、土日の所までは確認していないんですが、問題無く使っているような回答を受けてございます。ただあそこは、教育委員会が入っている部分につきましては、町民会館という機能もございますので、十分にその場が100%各サークルの方々に開放出来ているかという事になりますと、それはちょっと疑問視される所があるかと思いますが、いずれにしても今の段階ではあまり問題無く使われているという事の話聞いておりますので、ちょっと安心をしている事でございます。まあちょっと13年度新しく公民館活動も含めた、先ほど町長の答弁の中にもございました公民館活動を主体とするような生涯学習センターにしたいという事でございますから、その間多少皆さんに手妻とかそういう部分で御迷惑かけるかもしれませんが、この辺についてはご理解を頂きたいというふうに考えてございます。

また、設計に対しまして、本当に町民の利用等を第1に考えてやられるのかという事でございますが、前段でもお話申し上げたかと思いますが、設計に関してはそれぞれ各団体等、これから協議をしていくこととなりますけども、やはり公民館活動の場でございますから時間の制約ですとか多分今までの公民館ですと、10時までは使えたような形になると思いますので、多分生涯学習センターもそういうような方向で進める事になろうかと思っております。これらにつきましては、十分教育委員会とも協議をし、理事者と進めながらまた検討して参りたいと考えてございます。

○議長（吉田好宏議長）健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田剛課長）今の地域振興課長と若干重複しますが、今、生涯学習センター出来るまでの間は、公民館活動のメインは町民会館で代替をという事で、これは理

事者の考え、町全体の考えでやっております。たまたま健康福祉総合センターの関係につきまして、私も担当していますので若干お答えしたいと思っておりますが、健康福祉総合センターふれあいの、1階の部分はあくまでも目的用途使用という関係は、保健福祉という事で正直言って1階の部分はほとんど会議室ございません。たまたま調理実習室ですとか、一般的に使用できるとしたら和室がありますが、出来るだけこの関係は私どもの考えとしては、保健福祉に活用したい。実際に2階の部分は、たまたま議員さんも御存知かなと思いますけども、従来から役場に会議室が不足していたという事で、健康福祉総合センターふれあいの2階の部分は、役場の会議室という事で、それぞれ役場関係それからそれぞれの団体関係という事になってますので、たまたま団体ですとかサークルというのは、一応今は生涯学習センターが出来るまでの間は、町民会館を活用して頂いて、尚且つどうしても使用したいという事であれば、申し込んで頂ければ使用できるのかなと、ただし、管理上の問題ありますので町民会館もそうでしょうけど、健康福祉総合センターも急に土曜日の日、俗に言う役場の閉館日というか、休みの時に急に来られまして、これから1時間後のは会議で使いたいとなれば、中々難しいかなと思っておりますけど、事前に申し込んでいただければそれぞれ営利目的でなければ、十分使えるなという考えをしていますので、ご理解頂ければと思っています。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（久本博美教育長）あのう、町長に対する質問ですけど、町民会館所管の関係ありますので、お答えさせて頂きたいと思いますが、今、質問ありましたとおり、確かにサークルの団体の方々にご協力を得て、私今100%使いたいこと紹介しているというものは言えないんですけども、ご理解を頂きまして使って頂いているという事で、大きな問題は無いというのはその通りなんですけども、ただ、職員のローテーションとかいろんな事がありまして、日曜日につきましては何とか御理解下さいという事で、橋場さんご指摘、日曜日使いたい方いらっしゃるかもしれませんが今のところ、ご理解の中で、整理をさせて頂いている中身ですけども、日曜日結構使われてはいるんです。それで、今そういう申請があった時には、お断りすることは無く対応の中で使って頂いておりますので、我慢の中でのご理解だと思いますけども、そんな中身で今進んでおりますので、後にふれるものにつきましては、そういう意見を十分反映させて管理をしたいと思っておりますけども、今現状そんな中身でございます。ご理解を頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長） ご指摘の生涯学習センターの関係は今の答弁であれだと思いますけども、健康福祉総合センターにつきましては、それぞれちょっと考え方が初めての施設の運営で煮詰まってない部分があるのかなと感じますが、私としては、今課長が申し上げましたように健康福祉、まあ保健衛生の面ですね、福祉ですとか保健衛生の諸団体がお使いなのは、どうぞお使い下さいという考え方で進めておりますから、そういう面では支障ないかと思いますが、なにせ日直体制で全体を運営している訳ですから、その使う頻度が高くなれば別にまた管理人を置くような事も考えてや〜〜〜そうすると管理経費も相当上がりますし、町民会館も従来の公民館からみると相当経費が上積みされる格好になるだろうと思うんです。今の運営状況からいきますと。そうしますと、バラバラの施設が全部、個々の団体が使うからという事で開放しますと、これは全体の運営経費というのは相当なものになろうかと思います。それらを町民の皆さんが税金の中で負担するというのも、また大変な事になると思いますので、基本的には町民会館を公民館の代替という考え方をしていますから、いま教育委員会で日曜日は遠慮頂いているというお話がありますけども、できればちょっと内部調整をさせて頂いて、町民会館を全面的に開放できるような姿勢でと私ども考えておりましたので、そういう方向で進めさせて頂きたいというふうに思いますし、土曜・日曜日であっても公共団体ですとか、改良区なんかも会合やってますけども、或は福祉センターを使ってた遺族会ですとか、身体障害者の皆さん方が、例えばこの下の健康福祉総合センターの和室をつかわして下さいとか、そういう場合についてはもう全面的に貸し出すようにという事で、つい2、3日まえに課長の方にも伝達をしておりますので、そういう意味では広く利用されるかなと思います。2階の部分は役場の会議室というお話も今ありましたけども、これも従来から色々な諸団体については申し込みさえして頂ければ、その開放を拒否するような事はしておりませんので、どうぞお使い頂いて広く町民の皆さんがここに来て憩えるような、そういう施設として利用頂ければありがたいなと思っております。

ただ、状況としてはそういうような状況がありますので、日直が一人で管理しておりますから、例えば何かの届出に来て役場の庁舎の方に行っている場合があったり、或はその役場の管理の状況で向こうに行っている場合に、町民の皆さんが出入りして不便を感じるとか、そういう面の事があろうかと思っておりますから、その辺はちょっとご理解頂いてご利用頂ければと思います。

なお最後に質問のありました、生涯学習センターの建築にあたってという事業者の選定

でございます。これは5月以降ほぼ、100%に近い状況で地元の業者を優先的に選定させて頂いておりますし、今後もそういう考え方でおりますが、ただやはり地元の業者といえますか事業者では出来ない部分というのがどうしてもあるんですね。そういうものは、ジョイントを組みながらも出来るようにという事で、配慮はしておりますけども、全ての事業工事が地元で100%消化という事は、中々難しいと思いますので、そういうような事を考えながら出来るだけ地元の商工業者、建設業者にですねそういうところに受注が出来るように、そういう配慮をさせて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（橋場 守議員）一再ー いやあの、管理費がかかる。管理費といえば、言ってみれば、土日それから夜、開放するとなれば、管理費というのは人件費だけなんですよ、人件費なんです。それから畳が傷んだらそういうやつの変えなきゃならない。それは当然の事であって、それらは町民が本当に自由に使えるような、そういう施設として作らないんだったら本当は作らないほうが良かった。それで、私、突然言われたら困る。そんな事にはならないと思うんです。必ずちゃんと前もって言うんですけど、福祉健康に関する目的で考えて、具体的に言うと、健康体操というサークルがあるんですよ、結構人数がいて、公民館の和室は広かったから十分やれたんですけど、町民会館の和室は狭いものですから、何か手を広げたりするやつらしいんです。それで貸して下さいと言ったら、ちょっと結局、盗難や何かの問題があるんで管理上の問題があるので駄目ですという事になったらしい。例えば、料理研究会だとか、もしあるとしたら一般的には、夜か土日でなかったら普通サークルの人出来ないんです。老人の高齢者の、年金で暮らしている人達というか、生活している人達は、昼間でも平常日でも使えるんですよ。だけど、一般的に言って働きながらやそういう主婦の人達が、そういうものを使うとなれば、土日だとか夜なんです。そこを開放するような状況にしておかないと、本当に開かれた施設とは言えないと思うんです。そういう事を私は、利用しやすいように是非開放してほしい。それで、管理上の問題があれば、さっき言ったように鉄のカーテンをばあっと、それを是非やってくれという事を、決算特別委員会では意見書として出す予定だったんです。だけど、出来たのは今年だからという事で、取り下げちゃったものですから、是非そういう施設をして、土日管理の人がひとりいれば使えるというような、状況を作ってほしいと思うんです。しかも、会議室やなんかもやはり、そりゃ団体やいろんな公共的な人達だけではなくて、何かある時にはそういう会議も開かせてあげれるというような、そういう状況に作ってほし

いと思うんです。

それと、町民会館ですけど、やはり日曜日借りに行ったら、いや本当は日曜日駄目なんですと言われるんです。そしたら実は、仲町の町内会が新年会を日曜日に借りに行ったら、日曜日は駄目なんですと言われたんですよ。いや、貸し出さない事はないんだけど、だけどそう言われると、やはりそれは遠慮しなけりゃならない事になっちゃうんで、やはり貸せるんだよという事が前提にないと、使えるという事を前提にしておかないと、やあ出来れば止めてほしいなと言われたんじゃ、やはり遠慮してしまうので、それはやはり人配置するのは大変ですけど、やってほしいなと思っています。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）あのう、健康体操の関係は前にちらっと聞いた事がある。当時まだ内部で、貸し出しの具体的なものが出来ていない段階で、そういう話があって、ちょっと担当の方でも迷ってお断りしたケースがあるのかもしれませんが、さっき担当課長も説明しましたように健康福祉に関するものについては、利用できるという考え方で、今進めておりますし、公共的なものについては従来どおり、普通の会議室と同じような考え方で進めておりますが、願いとしては出来るだけ町民会館が空いているのであれば、町民会館を利用して1箇所集中してやって頂きたい。それがやはり、基本的にそうした方が効率がいいんじゃないかという考え方があるんですけども、どうしてもこちらの施設の方が利用しやすいという場合は、そういう意味では貸し出しする事に今はなっていると思います。それで、お話ありましたように、仕切りをつけるという事は、これは一般町民の方が使う訳ですから、別に盗難とかそんな恐れはまずないでしょうし、机の上にそういう物を置いておく方が間違いですから、そういう事はないと思いますので、あえて仕切りだとかそういう物は付ける考え方はありません。現状の中でご利用いただければと思います。それは役場の庁舎だって、従来とも公的な会議だとかそういうのでは土曜・日曜も使っていただいていますから、そのようなご理解を頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（橋場 守議員）子供が来りなんかしますから、そういう点ではやはり仕切りを作ったほうが安心出来て、管理上も良いんでないかと思うんですよ。ただ私は、新車買ったら、よその人に貸したくないのと同じように、余りにも綺麗な畳だし、あまり使わせたくないなという事で、やっているんでないかと思ったりもして、やっぱりもっと開放した方が良いと思っているんですよ。この仕切りの事については、やはり子供も付いて来たり

なんかしますから、そういう点ではちょっと考えてほしいなと思っています。以上で終わります。

○議長（吉田好宏議長）以上で、町長に対する一般質問を終わります。次に、教育長に対しての一般質問を行います。通告順に、順次発言を許します。7番、幼稚園、小中学校問題1について。

○7番（橋場 守議員）ここに書いているとおりなので、説明をお願いします。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（久本博美教育長）予算要望の件につきましては、教育委員会として幼小中から調書はすでに終わってございますし、教育委員の学校訪問の時も内容等につきまして現場で教育委員さん方も要望の中身を調べた訳でございます。それで、今お尋ねあります、予算措置はこれからですけど、要望として出ている中身として幼稚園につきましては小破修繕等ですのであまり政策的だとか、臨時経費的なものはかからないという中身になってございます。小学校についてはご承知の通り来年度節目の百周年という事がありまして、中身的には校舎を、折角先輩、同窓生がいらっしゃるので内装等のことに気を使って頂きたいと、塗装だとか外壁だとか内壁の塗装、床張りだとかという中身が多ございます。中学校が一番の希望としまして、今現在コンピューターはあるんですけど、平成5年に導入したコンピューターでございまして、かなり年数を経っておりますし、かなり機種の古い中身になっているという事で、コンピューターの更新をお願いしたいというのが中学校としては一番大きな中身になってございます。それから、体育館が雨漏りをするという事で、中学校の体育館の屋根の葺き替え等の要望。大きな物で申し上げますと以上のような中身でございます。

それで、大規模改修に云々という中身でございますけど、橋場議員中身ご承知でございますけど、20年を経過した校舎とか、更に今現在は体力度調査が前提になっておりまして耐震の関係が条件となっております、阪神大震災における耐震構造というのは本町、前にも私お答えしたような気がしますけども、それに耐えうる耐震構造にはなって、まあ基準としては前の基準ですから、それはそれで良いんですけども、今言われているのが、阪神大震災以降の耐久度というものですから、中々これにつきましてはクリアが出来ない。前提としてこの事をしなきゃ駄目ですよという中身になってございますので、大変難しい問題かなと考えてございますし、既に小中につきましては20年を経過してございますし、どちらかというと小学校等につきましては近い将来建て替えかなという段階にきているの

ではと私は理解しておりますけども、それで、過去に沼小も沼中も大規模改修は何回か行ってきたものですから、今たまたまそういう該当はないんですけども、局の方に伺いますとたくさんやる所があるので、過去にやられた所には若干御遠慮を願うというような場面もあるんですけど、たまたま本年度そこに該当するものは要望としてありませんので、そんなことでお答えをさせて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 7 番。

○7 番（橋場 守議員）一再一老朽施設の～～～工事でいうと、7,000万円と20年以上たって、木造建築の改造、まあこれはあまり対象にならないんですね、それでコンピューター買うのは駄目ですね。コンピューター教室の改造工事であると3分の1ということで、そういうやつはないんですか。

○教育長（久本博美教育長）先ほど、要望の強いコンピューターの事なんですけど、配線等も全て出来ておりましてそのまま使える中身になっておりまして、機種の入替えさえすればそのまま使えるという、一応の調べ方をしておりますので、今おっしゃるような改造は必要無いと考えております。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。以上で、教育長に対する一般質問を終わります。これをもって一般質問を終了致します。

○議長（吉田好宏議長）日程第3、議案第56号。沼田町少子化対策基金条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田剛課長）議案第56号。沼田町少子化対策基金条例について、沼田町少子化対策基金条例を別紙のとおり提出する。

平成11年12月14日提出。沼田町長名でございます。次頁をお開き戴きたいと思います。

（以下、沼田町少子化対策基金条例朗読、説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第５６号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第４、議案第５７号。沼田町公共施設の暴力団排除に関する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤幸一課長）議案第５７号。沼田町公共施設の暴力団排除に関する条例について、沼田町公共施設の暴力団排除に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成１１年１２月１４日提出。沼田町長名でございます。次頁をおめくり戴きたいと思っております。

（以下、沼田町公共施設の暴力団排除に関する条例朗読、説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第５７号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第５、議案第５８号。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第５８号。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成１１年１２月１４日提出。沼田町長。次の頁に改正条例がございます。

(以下、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例朗読、説明)

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、7番。

○7番（橋場 守議員）0.3ヶ月分職員の期末手当を減らさなければならないのは、何故なんですか。その理由を教えてください。どんな理由で減らさなければならないか。

○議長（吉田好宏議長）総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）私ども地方公務員は、そういう給与に関しては、それぞれ専門の調査機関ですとかそういうものがございません。よって、従前から国家公務員につきましての人事院勧告というものに基つきまして、国家公務員に準じて給与を私どもは定めてございます。合わせて手当関係もそのような形でやっております。この度の人事院勧告既に新聞等でご覧になったと思いますけど、そのような形で民間がかなり冷えこんでいるという事で、民間の500社をそれぞれ調査しました結果、これ昨年でございます。その結果今年は国家公務員は民間と比べて、0.3ヶ月分が削減するのが妥当であるとの人事院総長の内閣に対する勧告、さらに国会に対する勧告に基つきまして、国家公務員がそのような事に基づく我々地方公務員の0.3ヶ月の削減という提案でございます。

○議長（吉田好宏議長）7番。

○7番（橋場 守議員）一再ー 景気が冷え込んでいるという事なんだけども、景気を冷え込ませたのは、それじゃ国家公務員や地方公務員の責任だと感じているんですか。

○議長（吉田好宏議長）総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）そういう事を私がいちいち説明するという事にはなりません。あくまでも、人事院勧告に基づいての提案という事でございます。

○議長（吉田好宏議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）反対の立場から、実際にこんな景気を冷え込ませたのは、国の予算の使い方に問題があったし、それから国がどんどん指導してバブルをあおりまして、ついにバブルはじけてしまった。これらは決して働いている人達には責任ないんですよ。景気が低迷しているからといって、賃金カットしたらもっと景気低迷するんですよ。私は、町長に提案したいんですけども、0.3ヶ月分のカットをしないで、この3ヶ月分は絶対に沼

田町の商店から物買いなさいという事で、カットすべきでない。そういう立場から景気をなおさら冷え込ませるという立場から反対します。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）お諮り致します。議案第58号は、原案のとおり決することに賛成の方。挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第6、議案第59号。特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第59号。特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成11年12月14日提出。沼田町長。次の頁でございます。

（以下、特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例朗読、説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第59号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決することに決しました。暫時休憩いたします。

（15時39分 休憩）

（15時59分 再会）

○議長（吉田好宏議長） それでは、再会を致します。

日程第7、議案第61号。平成11年度における寒冷地手当の額の特例に関する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長） 議案第61号。平成11年度における寒冷地手当の額の特例に関する条例について、平成11年度における寒冷地手当の額の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成11年12月14日提出。沼田町長。次の頁でございます。

（以下、平成11年度における寒冷地手当の額の特例に関する条例朗読、説明）

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第61号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決することに決しました。

○議長（吉田好宏議長） 日程第8、議案第62号。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長） 議案第62号。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成11年12月14日提出。沼田町長。次の頁でございます。

（以下、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例朗読、説明）

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。
ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第61号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決することに決しました。

○議長（吉田好宏議長） 日程第9、議案第63号。平成11年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（中村幸雄課長）議案第63号。平成11年度沼田町一般会計補正予算について、平成11年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成11年12月14日提出。沼田町長。別冊第3号でございます。

（以下別冊第3号、平成11年度沼田町一般会計補正予算について朗読、説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番。

○12番（吉田俊一議員）簡単な事なんですけども、16頁の下段の方に、北海道自治体システム協議会負担金が150万入ってますが、これは当初は幾らの負担金であったのか、150万円の負担金という事はちょっと大きいのではなかろうかと思うのですが。当初の額を教えてくださいと思っています。それが1点と、21頁の下段の方に土木総務費の中で道路台帳の200万ちょっとあります。これは、昨年度には全部完工して終わっていたのではなかろうかと思いましたが、今回は修正して200万を増額している、どの程度の修正が加わってこの金額の支出になったのか簡単でいいです説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）まず最初に、16頁のO A化推進の事業費の中で、当初の北海道自治体システム協議会の当初の予算でございますけども、当初は1,996万1千円の予算でございました。以上です。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。建設課長。

○建設課長（野々宮宏課長）道路台帳の修正料という事で、9路線で農道等で整備して終

わった箇所がございまして、これらを又、交付税の対象になる町道として路線図を整備しなければいけないという事で、今回補正計上させて頂きました。当初予算には計上されておりましたので、今回計上させて頂きました。宜しくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長） 12番。

○12番（吉田俊一議員） 一再ー 先ほど総務課長から説明ありましたが、約2,000万の負担金でありますけども、これは北海道自治体が行っている割りにしては非常に額が大きいのですが、その内容をどのような事によってこのような負担金を払うのかちょっと具体的に簡単でいいですから内容を説明して頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 総務課長。

○総務課長（平木昭良課長） 当初予算の説明の時には、概略説明をしたんですけど、ちょっと今、ここには持ち合わせがないんですが、今本町がOA化を進めている中身でございしますが、まず住民基本台帳ですとか、それに伴う選挙人名簿ですとか、更にこれから始まる財務会計ですとか、その他一連のOA化を私ども自治体として進めている中でのひとつの拠点の中に入っていく、それが今回の自治体の協議会に沼田町が加入しているという事での負担金で、今回の補正につきましては介護保険のOA化という事で、旭寿園が来年の4月から事務にかかるという事での、今回の補正の150万円がシステム購入代の負担金という事での計上でございます。

○議長（吉田好宏議長） いいですか、はい。他にありませんか。はい、8番。

○8番（大沼恒雄議員） 4点程お尋ねいたします。まず、諸支出金の少子化対策の基金の1千万。それから、公営住宅の管理費の関係と、24頁、22頁、20頁、17頁です。

まず17頁の定住促進費。これの490万の減額につきましてなんですが、定住促進という関係の中で、今年やってこられた訳なんですけど、思ったより効果が、例えば、見通したよりお金の使い道がなかったという事での減額なんだろうけども、例えばこれを5年間の期限立法でたしか6千万ほどの形であったと思うんですけども、例えば沼田町は豪雪地帯なので、例えば除雪機の補助にまわす考え方があるのか、ないのか。それからたまたま、Uターン、Iターンというのが問題になるんですけども、親父さんひとりで農家をやっている、そこに夫婦が帰って来る。そういった形の時に水回りの修理ですとか、そういった形をしなければならぬという事が出てくるんですけども、そういった方にたとえば沼田に住んでもらう形で帰ってくる訳ですから、それに対して補助を広げる考え方があるかどうかお知らせ下さい。

それと20頁、道営事業費の明日萌の関係だと思うんですが、恵比島4地区の3,250万について、一般財源で3,381万、それからその他の財源の669万というのが持ち出しになっているんですけども、これが例えば明日萌の関係でしたら何時頃から始まって、何時まで出来てどの程度の工事になるのか教えて頂きたい。

それと、公営受託の関係22頁です。これはたまたま、住宅選考委員会の報酬なんだと思うんですけども、住宅選考委員会の中では例えば、建物の管理それとお金の管理を分けて頂けると非常にありがたいという話が出ているんですね、例えば建物の管理については建設課でやってもらう。それからお金の関係については財務でやってもらうという関係。そのへんの分離する考え方があるか、どうかお知らせ下さい。

それから24頁。諸支出金の少子化対策の基金の積立なんですが、先ほど条例が制定されて、課長の方から若干の考え方があったんですけども、実質子どもたちに使うとしたら本当に図書がいいのかどうなのか、この間から保育園との関係の中で、町長さんも懇談をとっていらっしゃるようなので、実質この1千万というのは小さいお金じゃないので、本当に親が子供達にどのようにお金をかけたらいいのか、その使い道を単なる本という事ではなくて、もうちょっと詰めて考えて頂ければという考え方があるかどうか、お尋ね致します。

○議長（吉田好宏議長）地域振興課長。

○地域振興課長（藤間武課長）私の方から、17頁の定住促進に係わる減額の部分の、時限で5年間でやるという事の内容で今進んでおりますけども、ここで減額した部分について除雪機器、或は融雪機器、UターンIターンに拡大していく考えはあるかという事でございますけども、この時点では今まだ、そこまで検討はしてございません。第4次の総合振興計画或は、来年度新年度予算の中で、そういう部分もまた理事者と十分詰めまして今後検討させて頂きたいと思います。ここの減額分のつきましては今、5年間の時限立法で定住促進費の枠内の範中で取り扱っておりますので、その段階で検討させて頂くという事で宜しくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（野々宮宏課長）14款の道営事業費の、道営地区道営農道特別対策の恵比島4地区でございますが、これは着工が遅れましたのはすずらん関係で地区変更で採択を頂いたというような事もございまして、10月下旬に着工をしております。道路関係が主でございますが、明年度の平成12年の行楽シーズンまでにはなんとか、駐車場を含めた整

備を着工出来るように現在要請をしている所でございます。

○議長（吉田好宏議長）財政課長。

○財政課長（中村幸雄課長）たしかご質問の関係につきましては、今の公営住宅の関係につきまして、建物等の維持管理と徴収金の部分とを分離した方が良いという言い方でよろしいでしょうか。そうですね今現在は、御承知のように建物の維持管理或はお金の徴収等については財政課が中心になってやっている訳ですが、この辺につきましても業務の色々な関係課との協議もございますので、出来るだけ内部で都合の良い方向で、仕事のしやすい体制で、やらせて頂きたいと思いますので宜しくお願いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田剛課長）少子化関係の基金であります、先ほど条例でもご提案申し上げましたように、平成14年3月31日まで執行すれば良い事になっておりますので、それぞれ例えば私の方で1千万の内、子供の図書がどうしても不足しているという事で例えば、子供の図書にある程度購入をしたいという考えをもっていますが、これからまだ時間的に余裕がありますので、いろいろな人から、いろいろな意見を頂いて一番いいベストな方法を考えていきたいと思っていますので、宜しくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（大沼恒雄議員）一再一 今の少子化対策や他の関係は分かったんですけども、定住促進の490万円これはできるだけ、今考え方が無いのは分けるんですが町長がやはり今回初めて出して、そして沼田を住みやすい町にしたいという事の時限立法で出した6,000万ですよ。その中で、貯めて使わないでいた方が良いのか、まあ今回は別でもいいんですが、それはやはり拡大解釈して色んな形の中で、それを発展させてそういう形をとっていく考え方があるのかどうか課長もう1回お願いします。

○議長（吉田好宏議長）地域振興課長。

○地域振興課長（藤間武課長）定住促進の部分につきましては、それぞれ5年間の時限立法の中で、今議員の言われる6千万の中の範ちゅうで動いてございます。それに該当する項目、それぞれ出産祝い金ですとか、持ち家、土地の購入に関しての補助という事になってございますので、今議員の言われる除雪機の例えば、補助ですとか、これらは今検討しているところでございますから、これをこの中で解釈して使っていくというのはどうなのかなと、まあIターンにつきましても、今後理事者と十分詰めて、そういう部分の対応をしていきたいと考えておりますので宜しくお願いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（大沼恒雄議員）一再々々 すいません。同じ質問で町長の考え方どうですか、町長。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）今言われました、除雪機等につきましては、全く別な次元の考え方…（大沼：除雪機に限らず、他のほうにも広げていける財源なので）まあ、現状の条例といえますか、要項の中ではそういう規定になっていませんので、予算を新年度編成する段階でまた、条例の内容を十分検討させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい。他に、7番。

○7番（橋場 守議員）16頁、12目ですか、自治振興費の、報償費の名誉町民章、称号楯だとか、37万予定されているんですけども、まだ議案が名誉町民の認定がされていないのに、予算に盛りさっているのかどうかと思っているんですが、必ずなるだろうと予想のもとにやっているのかどうか。

○議長（吉田好宏議長）総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）どちらが先か、後かという事で、ご質問だと思います。既に先に町長の行政報告の中で、既に提案しておりますのでそれが、否決ですとか、可決ですとかという事でなくて、万が一予算がどうのこうのじゃなくてこれは、このような形で執行したいという意思でございますので、そういう事でご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）7番。

○7番（橋場 守議員）一再一 執行方針というのは採決する訳でないから、ようするに議案が採決される訳であって、まあ良いんですけどちょっとおかしいんでないかなと思って。

○議長（吉田好宏議長）はい。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。

ご意見ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）職員の賃金カットというのは、基本的にはやはり今の経済的なこういう混迷をきたした責任の一端は、町職員にもあるのだという事を認定してしまう事にもなるので、私はそれは承服できない。あくまでも国の政策の破綻であるし、町職員には全く責任の無い事であるという事で、カットされた部分、これは間違いだという事でこの

補正予算には反対を致します。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第63号は、原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）お諮りいたします。本日の会議はこれで延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会する事に決しました。本日は、これにて延会致します。大変ご苦勞様です。

16時52分 延会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員